

【表紙】  
【提出書類】 有価証券報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成24年5月15日  
【計算期間】 第12期（自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）  
【ファンド名】 青のライフキャンバス・ファンド（標準型）  
赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）  
（以下「当ファンド」といいます。）  
【発行者名】 T & Dアセットマネジメント株式会社  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤瀬 宏  
【本店の所在の場所】 東京都港区海岸一丁目2番3号  
【事務連絡者氏名】 岩松 覚  
【連絡場所】 東京都港区海岸一丁目2番3号  
【電話番号】 03-3434-6630  
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

青のライフキャンパス・ファンド（標準型）および赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）（以上を総称して「ライフキャンパス・ファンド」または「ファンド」もしくは「当ファンド」ということがあります。また、各々「青のライフキャンパス・ファンド（標準型）」を「青のライフキャンパス・ファンド」、「赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）」を「赤のライフキャンパス・ファンド」という場合もあります。）信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 <u>追加型投信</u>	国内 海外 <u>内外</u>	株式 債券 不動産投信 その他資産 <u>資産複合</u>

##### 追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

##### 内外

目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### 資産複合

目論見書または信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 <b>（投資信託証券（資産複合 （株式・債券）資産配分固定 型））</b> 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	<b>グローバル （日本を含む）</b> 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	<b>ファミリーファンド</b>  ファンド・オブ・ ファンズ	あり  <b>なし</b>
--	---	--	--	---------------------

**その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分固定型））**

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて、複数資産（国内株式・国内債券・外国株式・外国債券）を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

**年1回**

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

**グローバル（日本を含む）**

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**ファミリーファンド**

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

**為替ヘッジなし**

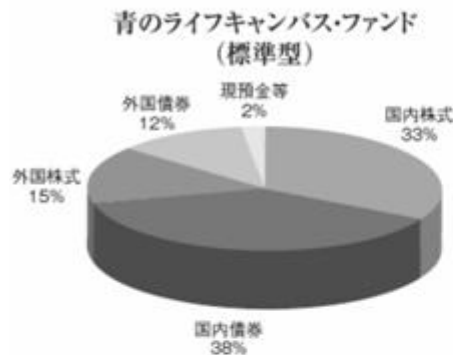
目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載のないものをいいます。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## ファンドの特色

**1** ライフキャンバス・ファンドでは、国内株式、国内債券、外国株式、外国債券に分散投資を行います。

**2** 資産配分比率の異なる2本のファンドからお選びいただけます。



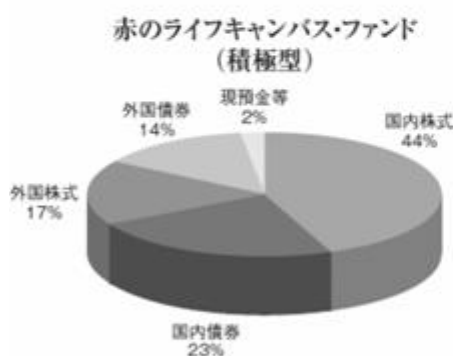
中長期的な成長を目指す

「青のライフキャンバス・ファンド」

選択時のご参考:

- 5年単位の中長期の投資資金
- 収益率だけでなく安定性も考慮する投資資金
- ある程度の価格変動リスクは許容できる投資資金

国内債券の構成比を高めとし、内外株式資産や海外資産の構成比を低めとした基本ポートフォリオとし、中長期的な成長を目指した運用を行います。



積極的に収益を追求する

「赤のライフキャンバス・ファンド」

選択時のご参考:

- 10年単位の長い期間での投資資金
- 収益率重視の投資資金
- 価格変動リスクが許容できる投資資金

国内株式、外貨建資産の構成比を高めにした基本ポートフォリオとし、短期的な価格変動は大きいものの、長期的に高い収益率を目指した運用を行います。

※上記グラフの比率は、各ファンドの基本ポートフォリオの資産構成比率です。

**3** 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### 信託金限度額

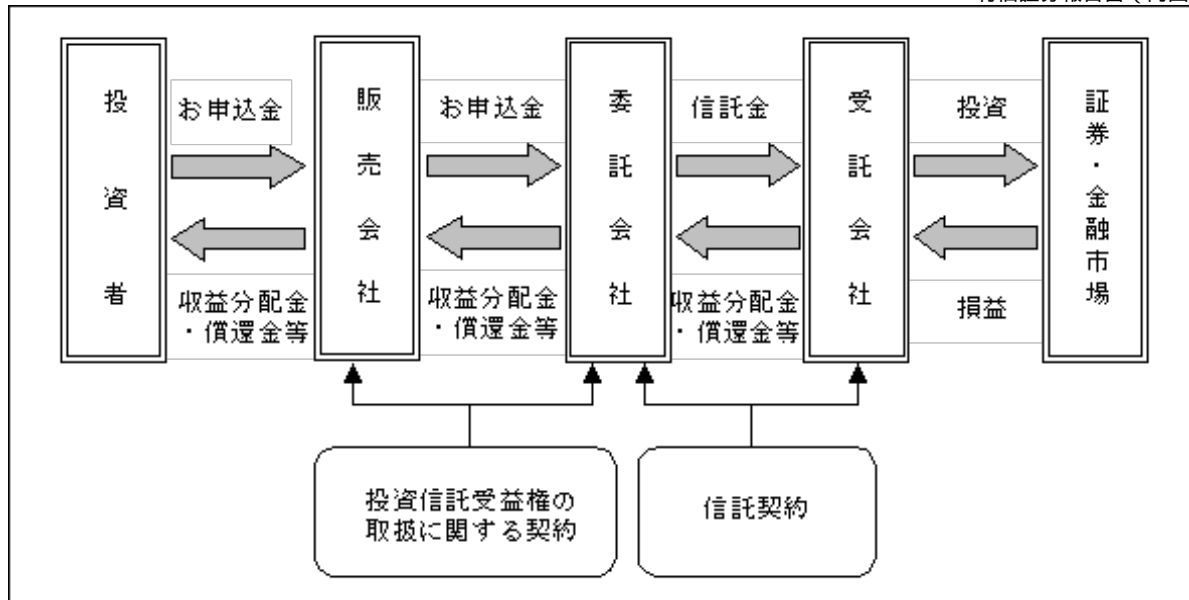
信託金の限度額は各ファンドにつき1,000億円です。ただし、受託者(以下「受託会社」ということがあります。)と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

#### (2) 【ファンドの沿革】

平成12年2月16日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

#### (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み図

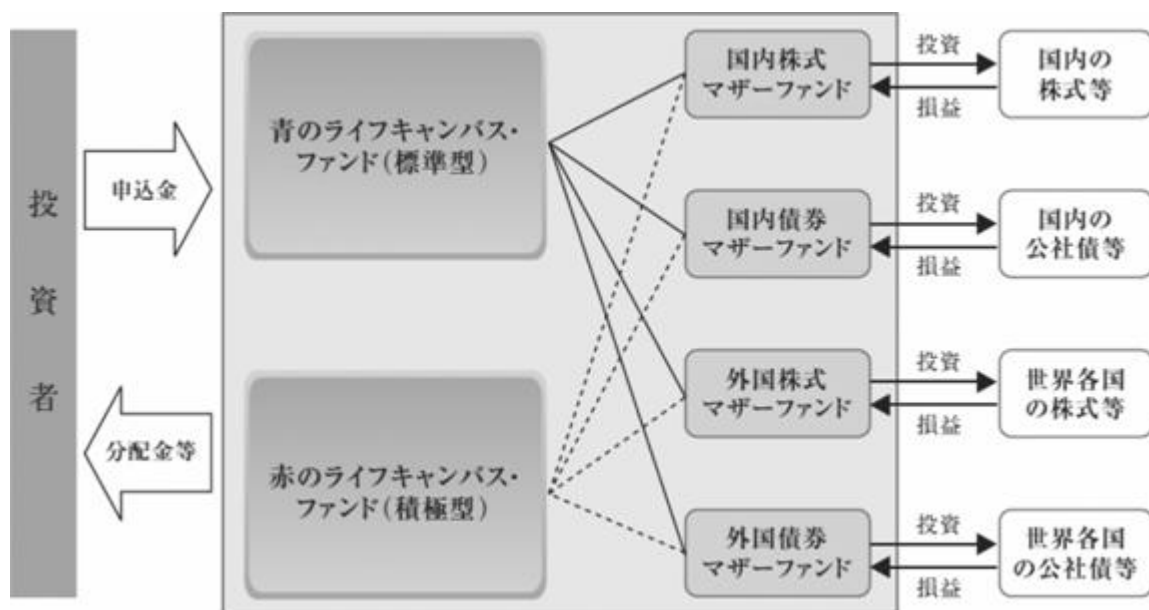


### ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

また、当ファンド以外のファンドが、当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合があります。



委託者（以下「委託会社」ということがあります。）およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

#### a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

#### b. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1)信託財産の保管・管理・計算
- (2)委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

- c. 販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1)受益権の募集・販売の取扱い
- (2)受益権の換金（解約）申込の取扱い
- (3)換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4)目論見書、運用報告書の交付等

#### 委託会社の概況

##### a. 資本金

平成24年2月末日現在 11億円

##### b. 会社の沿革

昭和55年12月19日 第一投信株式会社設立  
 同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得  
 平成 9年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更  
 平成11年 2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る  
 平成11年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更  
 平成14年 1月24日 投資顧問業者の登録  
 平成14年 6月11日 投資一任契約に係る業務の認可  
 平成14年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、  
 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更  
 平成18年 8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更  
 平成19年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる  
 平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、  
 投資助言・代理業、投資運用業の登録

##### c. 大株主の状況

平成24年2月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都港区海岸一丁目2番3号	1,082,500株	100%

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

#### 基本方針

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

## ● マザーファンドの概要

当ファンドは、下記の各マザーファンドを主要投資対象とします。

### 国内株式 マザーファンド

わが国の金融商品取引所に上場の株式を主たる投資対象とし、ボトムアップ・アプローチ<sup>※1</sup>により、アクティブ運用を行います。

(ベンチマーク<sup>※2</sup>:TOPIX(東証株価指数))

TOPIX(東証株価指数)とは、東証第一部上場全銘柄の時価総額を基準時の時価総額で除して算出したわが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所に帰属します。

### 国内債券 マザーファンド

わが国の公社債を投資対象とし、主としてデュレーション・マネジメント<sup>※3</sup>により、アクティブ運用を行います。

(ベンチマーク:NOMURA-BPI総合)

NOMURA-BPI総合は、日本国内で発行される公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために野村証券株式会社が開発・公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。野村証券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

### 外国株式 マザーファンド

MSCI-KOKUSAIインデックスの構成国の上場株式等を投資対象とし、機動的な国別配分の変更などによるアクティブ運用を行います。

(ベンチマーク:MSCI-KOKUSAIインデックス(除く日本、円ベース))

MSCI-KOKUSAIインデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを捉える指数です。当インデックスに関する全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その正確性及び完全性をMSCIは何ら保証するものではありません。その著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

### 外国債券 マザーファンド

シティグループ・世界国債インデックス構成国の国債を投資対象とし、機動的な国別配分の変更、デュレーション・マネジメントなどによるアクティブ運用を行います。

(ベンチマーク:シティグループ・世界国債インデックス(除く日本、円ベース))

シティグループ・世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界主要国の国債の総合利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

当ファンドは、各マザーファンドのベンチマークを次ページの基本ポートフォリオで組み合わせた合成指数をベンチマークとします。

※1 ボトムアップ・アプローチとは、個別企業についての調査・分析を基にした、個別銘柄の選択によってポートフォリオを構築する投資手法です。

※2 ベンチマークとは、ファンドの運用成果を判断するための基準となる指標をいい、ファンドが目標とする運用成果そのものを表すものではありません。従って、当ファンドおよび当ファンドが投資対象とするマザーファンドは、いずれも特定のベンチマークに投資成果が連動するインデックスファンドではありません。

※3 デュレーション・マネジメントとは、金利の変動を的確に予想し、公社債の値上がり益獲得を目標とする運用手法です。

## 投資態度

## ● 基本ポートフォリオ

当ファンドでは、以下の基本ポートフォリオの資産構成比に基づいて各資産を組入れます。また、基本ポートフォリオの資産構成比を基準（中心値）とし、市場見通しにしたがい一定の範囲内でアセットアロケーションを変更することがあります。基本ポートフォリオならびに変更幅は原則として毎年見直しを行います。

### 青のライフキャンパス・ファンド(標準型)

	基本ポートフォリオ*(%)	変更幅
国内株式	33.0	±10.0
国内債券	38.0	±10.0
外国株式	15.0	±10.0
外国債券	12.0	±10.0
現預金	2.0	-2.0～+40.0
合計	100.0	

### 赤のライフキャンパス・ファンド(積極型)

	基本ポートフォリオ*(%)	変更幅
国内株式	44.0	±10.0
国内債券	23.0	±10.0
外国株式	17.0	±10.0
外国債券	14.0	±10.0
現預金	2.0	-2.0～+40.0
合計	100.0	

※基本ポートフォリオにおける各資産の比率は、信託財産に属する各マザーファンドの時価総額に、各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める各資産の時価総額の割合を乗じて得た額と、信託財産に属する各資産の合計額を信託財産の純資産総額で除したものです。

- 実質組入れ外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向等により為替ヘッジを行う場合があります。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、有価証券の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことができます。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## (2) 【投資対象】

国内株式マザーファンド、国内債券マザーファンド、外国株式マザーファンドおよび外国債券マザーファンドを主要投資対象とします。

委託会社は、信託金を主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。



1. 国内株式マザーファンド
2. 国内債券マザーファンド
3. 外国株式マザーファンド
4. 外国債券マザーファンド
5. 株券または新株引受権証券
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
10. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
11. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
13. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
15. コマーシャル・ペーパー
16. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
18. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
19. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
22. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
23. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
24. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
25. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

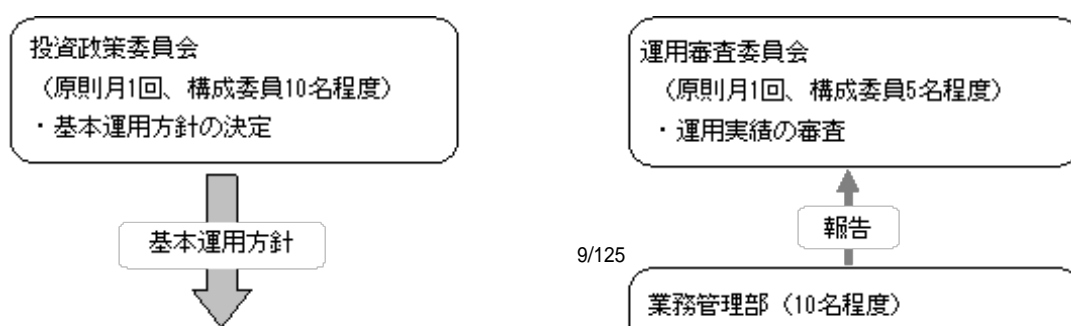
なお、第5号の証券または証書、第17号および第22号の証券または証書のうち第5号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第6号から第11号までの証券および第17号および第22号の証券または証書のうち第6号から第11号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第18号の証券および第19号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

### （3）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は平成23年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、配当等収益および売買益等の全額から諸経費を控除した額とします。

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、みなし配当等収益との合計額から諸経費、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額で、諸経費、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

みなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た金額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## （５）【投資制限】

当ファンドの信託約款に基づく投資制限

### 「青のライフキャンパス・ファンド（標準型）」

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の60以上となる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の40を超えることとなる投資の指図をしません。

### 「赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）」

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

### 「ライフキャンパス・ファンド」共通

- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- f. (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。  
(2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。  
(2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- h. (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。な

お、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。

- (2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- i . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことの指図をすることができます。
- j . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- k . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- l . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- m . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返済するための指図をするものとします。
- (4) 前項(1)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- n . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- o . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該公社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（ただし、国債は除きます。）。
- p . 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- q . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- (2) 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (3) 前項(2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- r . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (3) 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (4) 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。
- 「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限
- a . 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b . 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

## （参考）マザーファンドの概要

### 国内株式マザーファンド

#### （1）投資方針

TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

ボトム・アップ・アプローチにより利益の成長性、財務体質の健全性、経営戦略などの観点から投資価値が高いと判断される銘柄に投資を行います。

業種配分については、ボトム・アップ・アプローチに加え、マクロ・セミマクロ経済分析を加味して決定します。

セミマクロ経済分析とは、マクロの経済分析とミクロの企業分析との中間に位置し、経済を産業レベルから把握しようとする分析手法です。

株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### （2）投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

#### （3）投資制限

- a . 株式への投資割合には制限を設けません。
- b . 外貨建資産への投資は行いません。
- c . 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d . 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えるこ

ととなる投資の指図をしません。

- e . 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- f . (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。  
(2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。  
(2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1 . 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - 2 . 株式分割により取得する株券
  - 3 . 有償増資により取得する株券
  - 4 . 売出しにより取得する株券
  - 5 . 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
  - 6 . 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- h . 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- i . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
  - 1 . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2 . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面の合計額を超えないものとします。  
(2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。  
(3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- j . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- k . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。  
(2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  - 1 . 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - 2 . 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  - 3 . 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内  
(3) 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。  
(4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

## 国内債券マザーファンド

### (1) 投資方針

NOMURA-BPI総合をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

投資対象は、原則としてA格相当（スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得したもの）以上の信用格付を有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮のうえ組入銘柄を選定します。ただし、市況状況等によってはBBB格相当の公社債に投資する場合があります。

主としてデュレーション・マネジメントにより、アクティブ運用を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## （２）投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

## （３）投資制限

- a. 株式への投資は行いません。
- b. 外貨建資産への投資は行いません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- e. (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。  
(2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。  
(3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。  
(4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。  
(5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供を要求され委託会社が必要と認めるときあるいは受入れが必要と委託会社が認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- f. (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。  
(2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。  
(3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。  
(4) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。  
(5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- (6) f に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- g . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- h . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとする。
- (2) 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- i . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (4) 前項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- j . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- k . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（ただし、国債は除きます。）。
- l . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
- 1 . 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - 2 . 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  - 3 . 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (3) 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

## 外国株式マザーファンド

### (1) 投資方針

MSCI-KOKUSAI インデックス（除く日本：円ベース）の採用国に上場または店頭登録されている銘柄を主要投資対象とします。



MSCI-KOKUSAIインデックス（除く日本：円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。国別配分については、各市場のマクロ、ミクロ分析に基づき機動的に変更を行います。業種配分については、マクロ・セミマクロ経済分析に基づいて決定します。銘柄選択については、成長性の水準と変化率、バリュエーションなどを考慮して決定します。株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市場動向等により為替ヘッジを行う場合があります。資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## （２）投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

## （３）投資制限

- a. 株式への投資割合には制限を設けません。
- b. 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- c. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. (1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。  
(2) 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図できるものとします。
- f. (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。  
(2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。  
(2) 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。  
(3) 信託財産の換金等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- h. (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。  
(2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
- i. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- j. (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- (2) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (4) 為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (5) 委託会社は、為替先渡取引を行うにあたり担保の提供を要求されその必要性を認めるときあるいは担保の受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (6) j に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- k . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- 1 . 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2 . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- l . 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- m . (1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2) 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と信託財産にかかる為替の売予約との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (3) 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- n . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- o . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
- 1 . 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - 2 . 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  - 3 . 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

- (3) 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

## 外国債券マザーファンド

### (1) 投資方針

シティグループ・世界国債インデックス構成国の国債を投資対象とします。

シティグループ・世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

機動的な国別配分の変更、デュレーション・マネジメントなどによるアクティブ運用を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市場動向等により為替ヘッジを行う場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

### (2) 投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

### (3) 投資制限

- a. 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。  
(2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。  
(3) 委託会社は、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- d. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- e. (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。  
(2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。  
(3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。  
(4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- (5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
  - (6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供を要求されその必要性を認めたときあるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
  - (7) eに規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
  - (8) eに規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- f . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- g . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (2) 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- h . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - (3) 信託財産の換金等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
  - (4) 前項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- i . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- j . 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額が、信託財産の純

資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（ただし、国債は除きます。）。

- k. 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- l. (1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2) 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と信託財産にかかる為替の売予約との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (3) 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- m. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 換金代金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (3) 前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

### 3【投資リスク】

#### (1) 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

##### 株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

##### 債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

##### 為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

##### カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

##### 信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

##### 流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

## （２）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### 分配金に関する留意点

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入頂いた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

## （３）リスクの管理体制

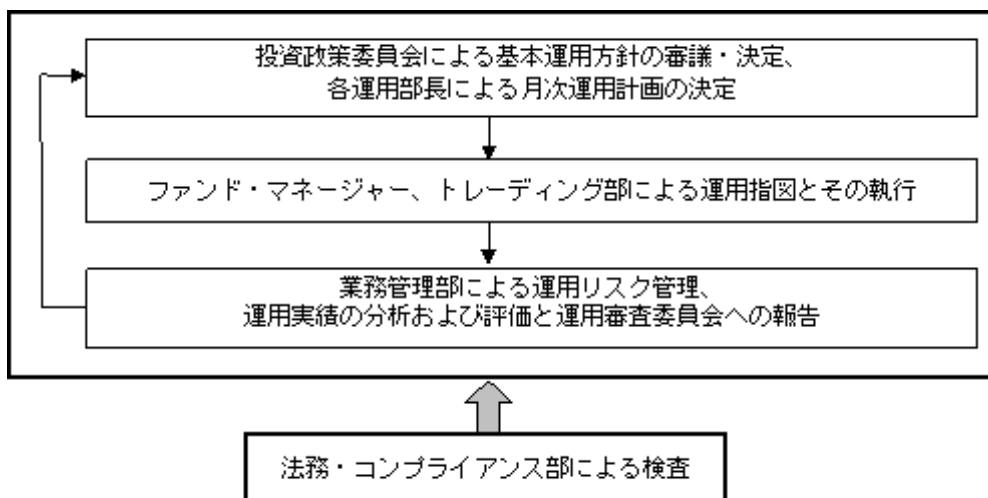
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社の投資リスクに対する管理体制は以下の通りです。

委託会社は、社内規定において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっております。

- ・ ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による審議・決定を踏まえて、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・ 業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・ 法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は平成23年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

2.1%（税抜2.0%）以内で販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

### （２）【換金（解約）手数料】

ありません。

### （３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.26%（税抜1.20%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

委託会社 年0.546%（税抜0.52%）

販売会社 年0.63%（税抜0.60%）

受託会社 年0.084%（税抜0.08%）

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

### （４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0084%（税抜0.008%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき信託財産中から支弁します。

当ファンドの証券取引に伴う手数料、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

上記、のその他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

当該手数料等の合計額については、受益者が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

### （５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

上記の税率および所得税の税率には、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間に加算される復興特

別所得税を含んでおります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7.147%）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15.315%）

上記の税率および所得税の税率には、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間に加算される復興特別所得税を含んでおります。

個別元本について

投資者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該投資者の個別元本にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 5【運用状況】

### 【青のライフキャンパス・ファンド（標準型）】

#### （1）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成24年2月29日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,364	97.09
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	100	2.91
合計（純資産総額）	-	3,464	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

#### （2）【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

a．評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成24年2月29日現在）

	国名	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	国内株式 マザーファンド	2,589,025,230	0.4451 1,152,375,129	0.4642 1,201,825,511	34.69
2	日本	親投資信託 受益証券	国内債券 マザーファンド	937,498,097	1.2505 1,172,341,370	1.2516 1,173,372,618	33.87
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式 マザーファンド	761,969,356	0.8046 613,080,543	0.8466 645,083,256	18.62
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券 マザーファンド	192,214,642	1.7098 328,648,594	1.7871 343,506,786	9.92

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b．投資有価証券の種類別比率

（平成24年2月29日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.09
合計	97.09

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

##### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### （3）【運用実績】

##### 【純資産の推移】

平成24年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第3期 計算期間 (平成15年2月17日現在)	3,017	3,017	0.7458	0.7458
第4期 計算期間 (平成16年2月16日現在)	3,230	3,230	0.7971	0.7971
第5期 計算期間 (平成17年2月15日現在)	3,409	3,409	0.8406	0.8406
第6期 計算期間 (平成18年2月15日現在)	4,040	4,040	0.9907	0.9907
第7期 計算期間 (平成19年2月15日現在)	4,108	4,341	1.0052	1.0622
第8期 計算期間 (平成20年2月15日現在)	3,882	3,882	0.9042	0.9042
第9期 計算期間 (平成21年2月16日現在)	3,052	3,052	0.7098	0.7098
第10期 計算期間 (平成22年2月15日現在)	3,406	3,406	0.7905	0.7905
第11期 計算期間 (平成23年2月15日現在)	3,545	3,545	0.8194	0.8194
平成23年2月末日	3,514	-	0.8121	-
平成23年3月末日	3,453	-	0.7982	-
平成23年4月末日	3,459	-	0.7996	-
平成23年5月末日	3,426	-	0.7919	-
平成23年6月末日	3,423	-	0.7907	-
平成23年7月末日	3,399	-	0.7850	-
平成23年8月末日	3,244	-	0.7491	-
平成23年9月末日	3,198	-	0.7385	-
平成23年10月末日	3,291	-	0.7552	-
平成23年11月末日	3,192	-	0.7324	-
平成23年12月末日	3,204	-	0.7351	-
平成24年1月末日	3,258	-	0.7475	-
第12期 計算期間 (平成24年2月15日現在)	3,370	3,370	0.7732	0.7732
平成24年2月末日	3,464	-	0.7952	-

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第3期 計算期間(平成15年2月17日)	0.0000
第4期 計算期間(平成16年2月16日)	0.0000
第5期 計算期間(平成17年2月15日)	0.0000
第6期 計算期間(平成18年2月15日)	0.0000
第7期 計算期間(平成19年2月15日)	0.0570
第8期 計算期間(平成20年2月15日)	0.0000
第9期 計算期間(平成21年2月16日)	0.0000
第10期 計算期間(平成22年2月15日)	0.0000
第11期 計算期間(平成23年2月15日)	0.0000

第12期 計算期間（平成24年2月15日）	0.0000
-----------------------	--------

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第3期 計算期間（平成14年2月16日～平成15年2月17日）	8.32
第4期 計算期間（平成15年2月18日～平成16年2月16日）	6.88
第5期 計算期間（平成16年2月17日～平成17年2月15日）	5.46
第6期 計算期間（平成17年2月16日～平成18年2月15日）	17.86
第7期 計算期間（平成18年2月16日～平成19年2月15日）	7.22
第8期 計算期間（平成19年2月16日～平成20年2月15日）	10.05
第9期 計算期間（平成20年2月16日～平成21年2月16日）	21.50
第10期 計算期間（平成21年2月17日～平成22年2月15日）	11.37
第11期 計算期間（平成22年2月16日～平成23年2月15日）	3.66
第12期 計算期間（平成23年2月16日～平成24年2月15日）	5.64

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

## 【赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）】

## （1）【投資状況】

（平成24年2月29日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,000	97.22
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	86	2.78
合計（純資産総額）	-	3,086	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。  
（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

## （2）【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a．評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成24年2月29日現在）

	国名	種類	銘柄名	数量（口）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	国内株式 マザーファンド	3,029,568,456	0.4451 1,348,460,919	0.4642 1,406,325,677	45.58
2	日本	親投資信託 受益証券	外国株式 マザーファンド	741,124,973	0.8046 596,309,153	0.8466 627,436,402	20.33
3	日本	親投資信託 受益証券	国内債券 マザーファンド	480,010,005	1.2505 600,252,511	1.2516 600,780,522	19.47
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券 マザーファンド	204,343,883	1.7098 349,387,171	1.7871 365,182,953	11.83

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

## b．投資有価証券の種類別比率

（平成24年2月29日現在）

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.22
合計	97.22

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第3期 計算期間 (平成15年2月17日現在)	2,708	2,708	0.6719	0.6719
第4期 計算期間 (平成16年2月16日現在)	2,957	2,957	0.7328	0.7328
第5期 計算期間 (平成17年2月15日現在)	3,169	3,169	0.7854	0.7854
第6期 計算期間 (平成18年2月15日現在)	3,939	3,939	0.9680	0.9680
第7期 計算期間 (平成19年2月15日現在)	4,104	4,296	1.0072	1.0542
第8期 計算期間 (平成20年2月15日現在)	3,714	3,714	0.8721	0.8721
第9期 計算期間 (平成21年2月16日現在)	2,683	2,683	0.6280	0.6280
第10期 計算期間 (平成22年2月15日現在)	3,075	3,075	0.7176	0.7176
第11期 計算期間 (平成23年2月15日現在)	3,226	3,226	0.7502	0.7502
平成23年2月末日	3,189	-	0.7416	-
平成23年3月末日	3,114	-	0.7240	-
平成23年4月末日	3,116	-	0.7243	-
平成23年5月末日	3,078	-	0.7155	-
平成23年6月末日	3,074	-	0.7143	-
平成23年7月末日	3,049	-	0.7083	-
平成23年8月末日	2,872	-	0.6673	-
平成23年9月末日	2,822	-	0.6557	-
平成23年10月末日	2,899	-	0.6735	-
平成23年11月末日	2,792	-	0.6483	-
平成23年12月末日	2,799	-	0.6500	-
平成24年1月末日	2,860	-	0.6643	-
第12期 計算期間 (平成24年2月15日現在)	2,984	2,984	0.6931	0.6931

平成24年2月末日	3,086	-	0.7172	-
-----------	-------	---	--------	---

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第3期 計算期間（平成15年2月17日）	0.0000
第4期 計算期間（平成16年2月16日）	0.0000
第5期 計算期間（平成17年2月15日）	0.0000
第6期 計算期間（平成18年2月15日）	0.0000
第7期 計算期間（平成19年2月15日）	0.0470
第8期 計算期間（平成20年2月15日）	0.0000
第9期 計算期間（平成21年2月16日）	0.0000
第10期 計算期間（平成22年2月15日）	0.0000
第11期 計算期間（平成23年2月15日）	0.0000
第12期 計算期間（平成24年2月15日）	0.0000

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第3期 計算期間（平成14年2月16日～平成15年2月17日）	10.54
第4期 計算期間（平成15年2月18日～平成16年2月16日）	9.06
第5期 計算期間（平成16年2月17日～平成17年2月15日）	7.18
第6期 計算期間（平成17年2月16日～平成18年2月15日）	23.25
第7期 計算期間（平成18年2月16日～平成19年2月15日）	8.90
第8期 計算期間（平成19年2月16日～平成20年2月15日）	13.41
第9期 計算期間（平成20年2月16日～平成21年2月16日）	27.99
第10期 計算期間（平成21年2月17日～平成22年2月15日）	14.27
第11期 計算期間（平成22年2月16日～平成23年2月15日）	4.54
第12期 計算期間（平成23年2月16日～平成24年2月15日）	7.61

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

## （参考）マザーファンドの状況

## 国内株式マザーファンド

## （1）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成24年2月29日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	日本	9,427	98.26
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	167	1.74
合計（純資産総額）	-	9,594	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

## （2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄（30銘柄）

（平成24年2月29日現在）

	国名	種類	業種	銘柄名	数量 (株)	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	117,400	3,265 383,311,000	3,355 393,877,000	4.11
2	日本	株式	銀行業	三菱UFJ フィナンシャル・グループ	749,600	408 305,836,800	420 314,832,000	3.28
3	日本	株式	輸送用機器	本田技研工業	94,800	2,888 273,782,400	3,095 293,406,000	3.06
4	日本	株式	電気機器	ファナック	19,400	14,020 271,988,000	14,730 285,762,000	2.98
5	日本	株式	銀行業	三井住友 フィナンシャルグループ	86,300	2,703 233,268,900	2,757 237,929,100	2.48
6	日本	株式	電気機器	キヤノン	64,500	3,530 227,685,000	3,680 237,360,000	2.47
7	日本	株式	電気機器	村田製作所	45,200	4,585 207,242,000	4,845 218,994,000	2.28
8	日本	株式	金属製品	リンナイ	35,800	5,610 200,838,000	5,900 211,220,000	2.20
9	日本	株式	電気機器	日本電産	27,400	7,680 210,432,000	7,680 210,432,000	2.19
10	日本	株式	銀行業	みずほ フィナンシャルグループ	1,416,400	129 182,715,600	136 192,630,400	2.01
11	日本	株式	卸売業	三井物産	136,500	1,341 183,046,500	1,399 190,963,500	1.99
12	日本	株式	食料品	日本たばこ産業	432	418,500 180,792,000	432,000 186,624,000	1.95
13	日本	株式	卸売業	三菱商事	91,800	1,833 168,269,400	1,991 182,773,800	1.91
14	日本	株式	機械	小松製作所	72,400	2,238 162,031,200	2,422 175,352,800	1.83
15	日本	株式	小売業	コメリ	74,700	2,386 178,223,377	2,347 175,320,900	1.83
16	日本	株式	電気機器	ミネベア	460,000	379 174,340,000	381 175,260,000	1.83
17	日本	株式	その他製品	ピジョン	57,000	2,895 165,015,000	2,859 162,963,000	1.70
18	日本	株式	機械	牧野フライス 製作所	266,000	549 146,034,000	611 162,526,000	1.69
19	日本	株式	医薬品	アステラス製薬	48,400	3,235 156,574,000	3,340 161,656,000	1.68
20	日本	株式	機械	三菱重工業	390,000	365 142,350,000	381 148,590,000	1.55
21	日本	株式	医薬品	ロート製薬	153,000	945 144,641,015	961 147,033,000	1.53
22	日本	株式	鉄鋼	新日本製鐵	622,000	211 131,242,000	234 145,548,000	1.52
23	日本	株式	電気機器	キーエンス	6,600	19,370 127,842,000	21,320 140,712,000	1.47
24	日本	株式	機械	ナブテスコ	70,800	1,748 123,758,400	1,894 134,095,200	1.40

25	日本	株式	保険業	東京海上 ホールディングス	57,400	2,157 123,811,800	2,245 128,863,000	1.34
26	日本	株式	建設業	日揮	53,000	2,120 112,360,000	2,353 124,709,000	1.30
27	日本	株式	医薬品	武田薬品工業	33,300	3,435 114,385,500	3,670 122,211,000	1.27
28	日本	株式	化学	宇部興産	519,000	239 124,041,000	235 121,965,000	1.27
29	日本	株式	陸運業	東日本旅客鉄道	23,300	5,060 117,898,000	5,210 121,393,000	1.27
30	日本	株式	情報・通信業	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	856	136,900 117,186,400	138,800 118,812,800	1.24

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別及び業種別比率

(平成24年2月29日現在)

種類	業種	投資比率(%)
株式	電気機器	16.02
株式	輸送用機器	11.27
株式	銀行業	9.44
株式	機械	7.91
株式	情報・通信業	6.04
株式	卸売業	5.10
株式	小売業	4.90
株式	医薬品	4.49
株式	化学	3.57
株式	金属製品	3.37
株式	その他製品	2.80
株式	食料品	2.57
株式	陸運業	2.33
株式	不動産業	2.25
株式	建設業	2.14
株式	精密機器	1.79
株式	非鉄金属	1.77
株式	鉄鋼	1.69
株式	サービス業	1.56
株式	保険業	1.34
株式	海運業	1.08
株式	その他金融業	0.92
株式	電気・ガス業	0.85
株式	ゴム製品	0.78
株式	ガラス・土石製品	0.78
株式	鋳業	0.63
株式	証券、商品先物取引業	0.59
株式	空運業	0.24
	合計	98.26

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 国内債券マザーファンド

### (1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(平成24年2月29日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
国債証券	日本	15,268	79.94
社債券	日本	1,930	10.10
特殊債券	日本	1,406	7.36
地方債証券	日本	372	1.95
コール・ローン、その他の資産(負債差引後)	日本	125	0.65
合計(純資産総額)	-	19,101	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

### (2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄(30銘柄)

(平成24年2月29日現在)

	国名	種類	銘柄名	券面総額 (円)	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
1	日本	国債証券	第269回 利付国債(10年)	2,402,000,000	103.44 2,484,772,250	103.49 2,485,997,940	13.02	1.30	H27.3.20
2	日本	国債証券	第315回 利付国債(10年)	1,638,000,000	102.66 1,681,718,420	102.70 1,682,291,520	8.81	1.20	H33.6.20
3	日本	国債証券	第305回 利付国債(10年)	1,504,000,000	104.80 1,576,252,160	104.86 1,577,109,440	8.26	1.30	H31.12.20
4	日本	国債証券	第93回 利付国債(5年)	1,480,000,000	100.98 1,494,592,800	101.09 1,496,146,800	7.83	0.50	H27.12.20
5	日本	国債証券	第263回 利付国債(10年)	1,149,000,000	103.76 1,192,221,480	103.75 1,192,144,950	6.24	1.60	H26.9.20
6	日本	国債証券	第313回 利付国債(10年)	900,000,000	103.78 934,105,870	103.82 934,389,000	4.89	1.30	H33.3.20
7	日本	国債証券	第95回 利付国債(20年)	764,000,000	110.86 847,036,690	110.77 846,343,920	4.43	2.30	H39.6.20
8	日本	国債証券	第99回 利付国債(20年)	774,000,000	107.72 833,828,950	107.73 833,830,200	4.37	2.10	H39.12.20
9	日本	国債証券	第303回 利付国債(10年)	768,000,000	105.68 811,660,800	105.77 812,344,320	4.25	1.40	H31.9.20
10	日本	国債証券	第116回 利付国債(20年)	508,000,000	107.88 548,030,400	107.94 548,365,680	2.87	2.20	H42.3.20
11	日本	国債証券	第310回 利付国債(10年)	481,000,000	101.76 489,508,890	101.76 489,475,220	2.56	1.00	H32.9.20



12	日本	国債証券	第266回 利付国債（10年）	418,000,000	103.52 432,721,960	103.53 432,780,480	2.27	1.40	H26.12.20
13	日本	国債証券	第124回 利付国債（20年）	292,000,000	104.43 304,953,590	104.49 305,128,320	1.60	2.00	H42.12.20
14	日本	国債証券	第32回 利付国債（30年）	230,000,000	108.25 248,991,380	108.30 249,108,400	1.30	2.30	H52.3.20
15	日本	国債証券	第27回 利付国債（30年）	204,000,000	112.35 229,212,360	112.64 229,791,720	1.20	2.50	H49.9.20
16	日本	国債証券	第3回 利付国債（40年）	215,000,000	102.00 219,315,050	102.43 220,243,850	1.15	2.20	H62.3.20
17	日本	特殊債券	第2回 日本鉄道建設債券	200,000,000	100.43 200,869,690	100.43 200,869,690	1.05	1.68	H24.6.20
18	日本	社債券	第13回 野村ホールディングス 株式会社無担保社債	200,000,000	100.39 200,797,673	100.39 200,797,673	1.05	1.72	H24.6.15
19	日本	社債券	第9回 パナソニック株式会社 無担保社債	200,000,000	100.13 200,274,000	100.14 200,286,000	1.05	0.38	H25.3.19
20	日本	特殊債券	第50回貸付債権担保 住宅金融支援機構債券	195,350,000	102.52 200,284,541	102.50 200,245,471	1.05	1.67	H58.7.10
21	日本	社債券	第3回 テルモ株式会社 無担保社債	200,000,000	100.00 200,000,000	100.01 200,028,000	1.05	0.35	H27.3.2
22	日本	国債証券	第113回 利付国債（20年）	183,000,000	106.64 195,153,030	106.70 195,266,490	1.02	2.10	H41.9.20
23	日本	国債証券	第289回 利付国債（10年）	166,000,000	106.23 176,358,390	106.28 176,439,740	0.92	1.50	H29.12.20
24	日本	国債証券	第30回 利付国債（30年）	134,000,000	108.41 145,270,740	108.50 145,392,680	0.76	2.30	H51.3.20
25	日本	地方債証券	平成15年度第4回 神戸市公募公債	134,700,000	101.07 136,146,678	101.05 136,115,697	0.71	0.90	H25.8.28
26	日本	国債証券	第308回 利付国債（10年）	129,000,000	104.43 134,719,860	104.49 134,802,420	0.71	1.30	H32.6.20
27	日本	地方債証券	平成17年度第3回 大阪市公募公債	125,000,000	103.25 129,067,500	103.31 129,147,500	0.68	1.30	H27.7.28
28	日本	国債証券	第110回 利付国債（20年）	116,000,000	106.92 124,028,360	106.98 124,097,960	0.65	2.10	H41.3.20
29	日本	国債証券	第296回 利付国債（10年）	111,000,000	106.43 118,146,180	106.43 118,146,180	0.62	1.50	H30.9.20
30	日本	社債券	第329回 九州電力株式会社社債	100,000,000	110.92 110,925,000	110.91 110,911,000	0.58	4.10	H27.4.24

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別比率

（平成24年2月29日現在）

種類	投資比率（%）
国債証券	79.94
地方債証券	1.95
特殊債券	7.36
社債券	10.10
合計	99.35

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件  
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

## 外国株式マザーファンド

### （１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成24年2月29日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	3,882	48.78
	イギリス	816	10.26
	ドイツ	501	6.30
	カナダ	449	5.64
	スイス	350	4.40
	フランス	348	4.38
	オーストラリア	309	3.88
	香港	246	3.09
	シンガポール	231	2.91
	スウェーデン	131	1.64
	スペイン	117	1.47
	オランダ	99	1.24
	イタリア	89	1.12
	バミューダ諸島	51	0.64
	キュラソー	50	0.63
	ベルギー	36	0.45
	ノルウェー	31	0.39
	フィンランド	30	0.38
	ジャージー	20	0.25
	アイルランド	19	0.24
ルクセンブルク	10	0.13	
リベリア	8	0.10	
小計		7,823	98.31
投資証券	アメリカ	78	0.98
	オーストラリア	10	0.13
	イギリス	8	0.10
	小計	96	1.21
コール・ローン、その他の資産 （負債差引後）	日本	39	0.48
合計（純資産総額）	-	7,958	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## a. 評価額上位銘柄（30銘柄）

（平成24年2月29日現在）

	国/地域	種類	通貨	業種	銘柄名	数量 (株)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	USドル	テクノロジー・ ハードウェア および機器	APPLE INC	3,631	509.46 149,245,838	535.41 156,847,866	1.97
2	アメリカ	株式	USドル	エネルギー	EXXON MOBIL CORP	21,794	84.67 148,878,641	87.14 153,221,740	1.93
3	アメリカ	株式	USドル	ソフトウェア ・サービス	MICROSOFT CORP	38,572	30.25 94,137,666	31.87 99,179,088	1.25
4	スイス	株式	スイス フラン	食品・飲料・ タバコ	NESTLE SA-REG	16,975	54.25 83,073,825	55.45 84,911,402	1.07
5	イギリス	株式	イギリス ポンド	エネルギー	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	27,639	23.61 83,851,724	23.48 83,390,122	1.05
6	アメリカ	株式	USドル	エネルギー	CHEVRON CORP	9,144	106.49 78,561,711	109.61 80,863,453	1.02
7	アメリカ	株式	USドル	テクノロジー・ ハードウェア および機器	INTL BUSINESS MACHINES CORP	5,055	192.22 78,394,505	197.98 80,743,648	1.01
8	アメリカ	株式	USドル	家庭用品・ パーソナル用品	PROCTER & GAMBLE CO/THE	13,482	64.48 70,136,685	67.39 73,301,973	0.92
9	アメリカ	株式	USドル	資本財	GENERAL ELECTRIC CO	41,208	18.94 62,969,087	19.16 63,700,513	0.80
10	ドイツ	株式	ユーロ	素材	BASF SE	8,736	61.23 58,117,458	66.52 63,138,548	0.79
11	オースト ラリア	株式	オースト ラリアドル	素材	BHP BILLITON LTD	19,970	36.17 62,971,412	35.75 62,240,199	0.78
12	アメリカ	株式	USドル	電気通信サー ビス	AT&T INC	23,999	30.07 58,222,716	30.53 59,113,386	0.74
13	ドイツ	株式	ユーロ	資本財	SIEMENS AG-REG	7,151	74.00 57,494,755	74.80 58,116,320	0.73
14	アメリカ	株式	USドル	医薬品・バイ オテクノロジー・ ライフサイエ ンス	JOHNSON & JOHNSON	10,934	64.61 56,996,042	65.18 57,498,870	0.72
15	アメリカ	株式	USドル	医薬品・バイ オテクノロジー・ ライフサイエ ンス	MERCK & CO. INC.	18,515	38.21 57,077,723	38.38 57,331,667	0.72
16	イギリス	株式	イギリス ポンド	銀行	HSBC HOLDINGS PLC	78,918	5.61 56,928,213	5.59 56,705,163	0.71
17	アメリカ	株式	USドル	食品・飲料・ タバコ	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	8,024	81.65 52,858,276	83.86 54,288,978	0.68
18	フランス	株式	ユーロ	エネルギー	TOTAL SA	11,845	41.10 52,894,025	41.93 53,968,635	0.68
19	イギリス	株式	イギリス ポンド	電気通信サー ビス	VODAFONE GROUP PLC	243,378	1.73 54,372,915	1.72 53,888,280	0.68
20	イギリス	株式	イギリス ポンド	エネルギー	BP PLC	83,878	4.94 53,318,690	4.99 53,803,602	0.68
21	スイス	株式	スイス フラン	医薬品・バイ オテクノロジー・ ライフサイエ ンス	NOVARTIS AG-REG	12,027	51.80 56,200,703	49.44 53,640,208	0.67

22	アメリカ	株式	USドル	銀行	WELLS FARGO & CO	21,187	30.42 51,998,949	31.37 53,622,847	0.67
23	スイス	株式	スイスフラン	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	3,695	162.20 54,065,469	158.20 52,732,165	0.66
24	アメリカ	株式	USドル	各種金融	JPMORGAN CHASE & CO	16,545	37.92 50,617,534	39.21 52,339,492	0.66
25	イギリス	株式	イギリスポンド	食品・飲料・タバコ	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	12,599	31.47 50,937,138	31.70 51,309,414	0.64
26	キューソー	株式	USドル	エネルギー	SCHLUMBERGER LTD	7,866	77.80 49,374,126	78.78 49,996,063	0.63
27	アメリカ	株式	USドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	PFIZER INC	29,127	21.33 50,124,782	21.22 49,866,286	0.63
28	アメリカ	株式	USドル	ソフトウェア・サービス	GOOGLE INC-CL A	978	609.76 48,113,137	618.39 48,794,087	0.61
29	カナダ	株式	カナダドル	素材	BARRICK GOLD CORP	12,145	47.64 46,963,971	49.25 48,551,125	0.61
30	イギリス	株式	イギリスポンド	素材	RIO TINTO PLC	9,950	37.27 47,647,756	37.30 47,686,104	0.60

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

#### b. 投資有価証券の種類別及び業種別比率

(平成24年2月29日現在)

種類	業種	投資比率(%)
株式	エネルギー	11.69
株式	銀行	9.08
株式	素材	7.69
株式	資本財	7.61
株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.20
株式	食品・飲料・タバコ	6.08
株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.53
株式	各種金融	4.69
株式	ソフトウェア・サービス	4.41
株式	電気通信サービス	4.36
株式	公益事業	3.81
株式	保険	3.77
株式	小売	2.99
株式	メディア	2.52
株式	食品・生活必需品小売り	2.44
株式	ヘルスケア機器・サービス	2.24
株式	運輸	1.94
株式	不動産	1.76
株式	家庭用品・パーソナル用品	1.69
株式	耐久消費財・アパレル	1.59
株式	自動車・自動車部品	1.58
株式	消費者サービス	1.44
株式	半導体・半導体製造装置	1.38
株式	商業・専門サービス	0.82

	小計	98.31
投資証券	不動産	1.21
	合計	99.52

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 外国債券マザーファンド

### （１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成24年2月29日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	1,149	39.16
	イタリア	274	9.34
	イギリス	253	8.62
	ドイツ	247	8.43
	フランス	234	7.98
	スペイン	152	5.17
	オランダ	137	4.68
	ベルギー	115	3.93
	スウェーデン	96	3.27
	カナダ	88	2.98
	オーストラリア	46	1.58
	シンガポール	36	1.22
	ポーランド	30	1.03
	メキシコ	21	0.71
	ノルウェー	13	0.45
	小計	2,892	98.55
コール・ローン、その他の資産 （負債差引後）	日本	43	1.45
合計（純資産総額）	-	2,935	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

### （２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a . 評価額上位銘柄（30銘柄）

（平成24年2月29日現在）

	国名	通貨	種類	銘柄名	券面総額 (現地通貨)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
1	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	2,400,000	105.09 203,502,692	105.01 203,336,291	6.93	2.38	H26.8.31

2	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	2,200,000	107.69 191,154,871	107.63 191,043,936	6.51	2.63	H32.11.15
3	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	1,800,000	103.12 149,767,922	103.02 149,614,756	5.10	1.38	H27.11.30
4	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	1,600,000	111.46 143,882,694	111.12 143,449,040	4.89	3.13	H29.4.30
5	オランダ	ユーロ	国債証券	NETHERLANDS GOVT	1,100,000	114.10 136,366,615	114.90 137,322,735	4.68	4.00	H31.7.15
6	ベルギー	ユーロ	国債証券	BELGIAN 0315	900,000	106.92 104,556,611	106.26 103,906,341	3.54	4.00	H31.3.28
7	フランス	ユーロ	国債証券	FRANCE O.A.T.	600,000	149.98 97,771,962	149.92 97,732,848	3.33	8.50	H35.4.25
8	イギリス	イギリス ポンド	国債証券	TREASURY	500,000	151.40 97,251,790	152.05 97,669,317	3.33	8.00	H33.6.7
9	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	1,000,000	115.87 93,487,950	115.93 93,538,375	3.19	3.63	H32.2.15
10	イギリス	イギリス ポンド	国債証券	TREASURY	500,000	143.30 92,048,755	144.80 93,012,280	3.17	6.00	H40.12.7
11	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	800,000	139.10 89,786,755	139.14 89,806,925	3.06	5.50	H40.8.15
12	ドイツ	ユーロ	国債証券	DEUTSCHLAND REP	700,000	115.84 88,105,914	116.67 88,733,368	3.02	3.75	H31.1.4
13	フランス	ユーロ	国債証券	FRANCE O.A.T.	700,000	114.54 87,113,397	114.77 87,292,126	2.97	5.00	H28.10.25
14	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	900,000	114.04 82,811,716	114.00 82,783,352	2.82	3.50	H30.2.15
15	スウェー デン	スウェー デンクロー ーナ	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT	5,300,000	126.22 82,419,876	125.99 82,266,430	2.80	5.00	H32.12.1
16	イタリア	ユーロ	国債証券	BTPS	700,000	100.44 76,389,642	101.14 76,922,027	2.62	6.00	H43.5.1
17	ドイツ	ユーロ	国債証券	DEUTSCHLAND REP	500,000	116.41 63,242,448	117.06 63,595,561	2.17	4.00	H30.1.4
18	イタリア	ユーロ	国債証券	BTPS	600,000	89.98 58,657,962	91.28 59,505,432	2.03	3.75	H33.3.1
19	イタリア	ユーロ	国債証券	BTPS	500,000	102.20 55,525,039	102.86 55,880,868	1.90	4.75	H25.2.1
20	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	600,000	115.46 55,892,330	115.22 55,778,873	1.90	4.50	H28.2.15
21	カナダ	カナダ ドル	国債証券	CANADA-GOV'T	400,000	158.28 51,392,298	158.63 51,506,261	1.75	8.00	H35.6.1
22	イギリス	イギリス ポンド	国債証券	TREASURY	300,000	118.02 45,486,088	119.42 46,025,662	1.57	4.25	H48.3.7
23	スペイン	ユーロ	国債証券	SPANISH GOV'T	400,000	103.01 44,768,146	103.71 45,072,366	1.54	4.25	H26.1.31
24	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	500,000	111.86 45,127,222	111.64 45,035,827	1.53	4.13	H27.5.15
25	スペイン	ユーロ	国債証券	SPANISH GOV'T	400,000	100.41 43,638,186	101.72 44,207,512	1.51	4.60	H31.7.30
26	スペイン	ユーロ	国債証券	SPANISH GOV'T	400,000	98.52 42,816,792	99.82 43,381,772	1.48	3.25	H28.4.30
27	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	400,000	131.31 42,377,170	131.25 42,357,000	1.44	4.63	H52.2.15
28	アメリカ	USドル	国債証券	US TREASURY N/B	400,000	127.85 41,262,777	127.43 41,126,630	1.40	7.25	H28.5.15
29	フランス	ユーロ	国債証券	FRANCE O.A.T.	300,000	111.71 36,413,504	111.81 36,444,469	1.24	4.25	H31.4.25

30	カナダ	カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T	400,000	111.03 36,050,843	111.06 36,059,934	1.23	4.00	H28.6.1
----	-----	-------	------	--------------	---------	----------------------	----------------------	------	------	---------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

#### b. 投資有価証券の種類別比率

(平成24年2月29日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	98.55
合計	98.55

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

##### 青のライフキャンパス・ファンド(標準型)

	設定口数	解約口数
第3期 計算期間(平成14年2月16日 ~ 平成15年2月17日)	8,787,712	847,162
第4期 計算期間(平成15年2月18日 ~ 平成16年2月16日)	7,901,145	1,012,407
第5期 計算期間(平成16年2月17日 ~ 平成17年2月15日)	9,421,199	7,120,470
第6期 計算期間(平成17年2月16日 ~ 平成18年2月15日)	42,480,766	19,841,194
第7期 計算期間(平成18年2月16日 ~ 平成19年2月15日)	17,645,665	8,362,857
第8期 計算期間(平成19年2月16日 ~ 平成20年2月15日)	235,110,131	28,522,546
第9期 計算期間(平成20年2月16日 ~ 平成21年2月16日)	18,342,942	11,602,226
第10期 計算期間(平成21年2月17日 ~ 平成22年2月15日)	16,667,845	8,851,421
第11期 計算期間(平成22年2月16日 ~ 平成23年2月15日)	24,283,512	5,556,928
第12期 計算期間(平成23年2月16日 ~ 平成24年2月15日)	40,602,931	8,991,049

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

##### 赤のライフキャンパス・ファンド(積極型)

	設定口数	解約口数
第3期 計算期間(平成14年2月16日 ~ 平成15年2月17日)	7,728,366	1,912,236,435
第4期 計算期間(平成15年2月18日 ~ 平成16年2月16日)	10,021,726	6,303,069
第5期 計算期間(平成16年2月17日 ~ 平成17年2月15日)	10,862,703	10,915,540
第6期 計算期間(平成17年2月16日 ~ 平成18年2月15日)	40,500,643	6,128,985
第7期 計算期間(平成18年2月16日 ~ 平成19年2月15日)	11,636,221	6,205,074
第8期 計算期間(平成19年2月16日 ~ 平成20年2月15日)	196,820,096	12,523,646
第9期 計算期間(平成20年2月16日 ~ 平成21年2月16日)	17,301,816	3,577,091
第10期 計算期間(平成21年2月17日 ~ 平成22年2月15日)	17,129,918	3,833,314
第11期 計算期間(平成22年2月16日 ~ 平成23年2月15日)	25,255,546	10,378,960
第12期 計算期間(平成23年2月16日 ~ 平成24年2月15日)	14,830,454	9,924,127

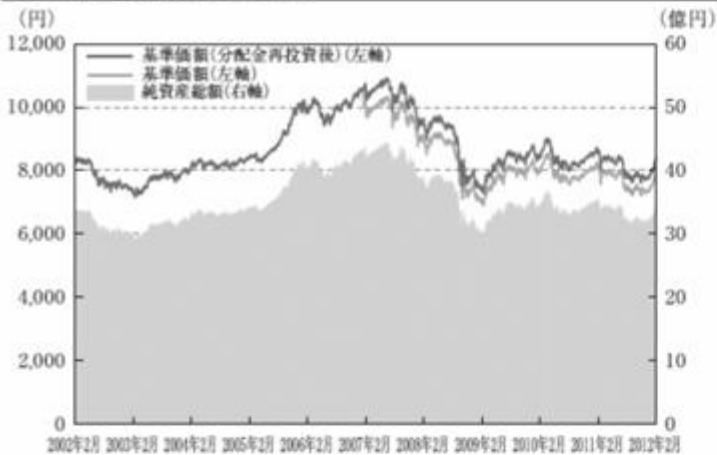
(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

## (参考) 運用実績

## 青のライフキャンパス・ファンド(標準型)

2012年2月29日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資後)の推移は税引前分配金を再投資したもとして計算しています。  
 なお、基準価額および基準価額(分配金再投資後)は信託報酬控除後です。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2012年2月	0円
2011年2月	0円
2010年2月	0円
2009年2月	0円
2008年2月	0円
設定来累計	570円

## 主要な資産の状況

## ●組入上位銘柄

国内株式マザーファンド	銘柄名(銘柄数 82)	業種	比率	
	トヨタ自動車	輸送用機器	1.4%	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.1%	
	本田技研工業	輸送用機器	1.1%	
国内債券マザーファンド	銘柄名(銘柄数 54)	償還年月日	比率	
	269 10年国債	2015/3/20	4.4%	
	315 10年国債	2021/6/20	3.0%	
	305 10年国債	2019/12/20	2.8%	
外国株式マザーファンド	銘柄名(銘柄数 株式 43 投資信託証券 6)	国	業種	比率
	APPLE INC	アメリカ	ソフトウェア・IT設備	0.4%
	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	エネルギー	0.4%
外国債券マザーファンド	銘柄名(銘柄数 53)	国	償還年月日	比率
	US TREASURY N/B 2.3750	アメリカ	2014/8/31	0.7%
	US TREASURY N/B 2.6250	アメリカ	2020/11/15	0.6%

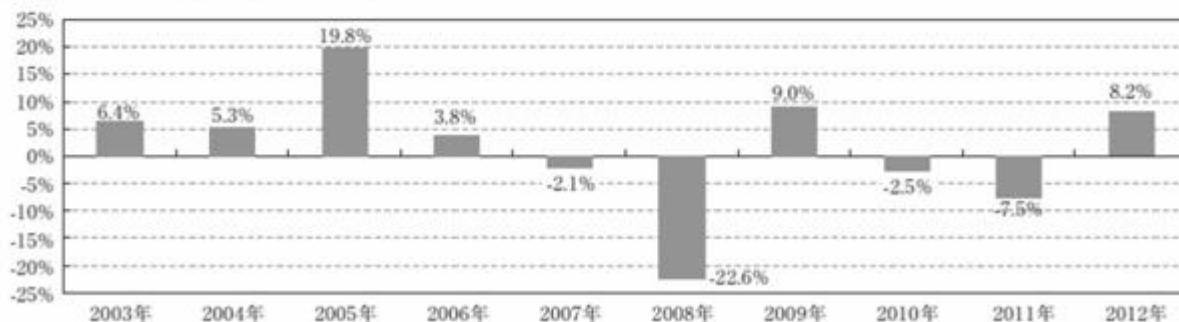
※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

## ●投資比率

国内株式	34.1%
国内債券	33.6%
外国株式	18.5%
外国債券	9.8%
コール・ローン、その他	4.0%
合計	100.0%

※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。  
 ※外国株式には、投資信託証券を含みます。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は税引前分配金を再投資したもとして計算しています。  
 ※2012年は1月から2月末までの騰落率を表示。

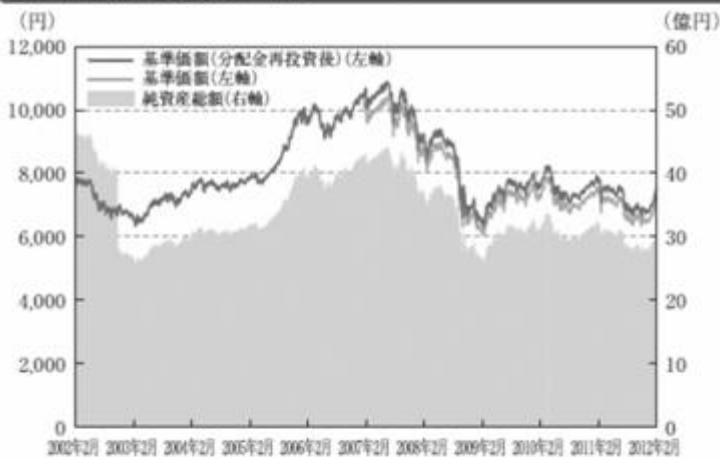
- ◆本資料の内容は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

## 赤のライフキャンパス・ファンド(積極型)

2012年2月29日現在



## 基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資後)の推移は税引前分配金を再投資したものと計算しています。  
 なお、基準価額および基準価額(分配金再投資後)は信託報酬控除後です。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2012年2月	0円
2011年2月	0円
2010年2月	0円
2009年2月	0円
2008年2月	0円
設定来累計	470円

## 主要な資産の状況

## ●組入上位銘柄

国内株式マザーファンド	銘柄名(銘柄数 82)	業種	比率	
	トヨタ自動車	輸送用機器	1.9%	
	三菱UFJフィナンシャルグループ	銀行業	1.5%	
	本田技研工業	輸送用機器	1.4%	
	ファナック	電気機器	1.4%	
国内債券マザーファンド	銘柄名(銘柄数 54)	償還年月日	比率	
	269 10年国債	2015/3/20	2.5%	
	315 10年国債	2021/6/20	1.7%	
外国株式マザーファンド	銘柄名(銘柄数 株式 43 投資信託証券 6)	国	業種	比率
	APPLE INC	アメリカ	情報処理機器	0.4%
	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	エネルギー	0.4%
外国債券マザーファンド	銘柄名(銘柄数 53)	国	償還年月日	比率
	US TREASURY N/B 2.3750	アメリカ	2014/8/31	0.8%
	US TREASURY N/B 2.6250	アメリカ	2020/11/15	0.8%

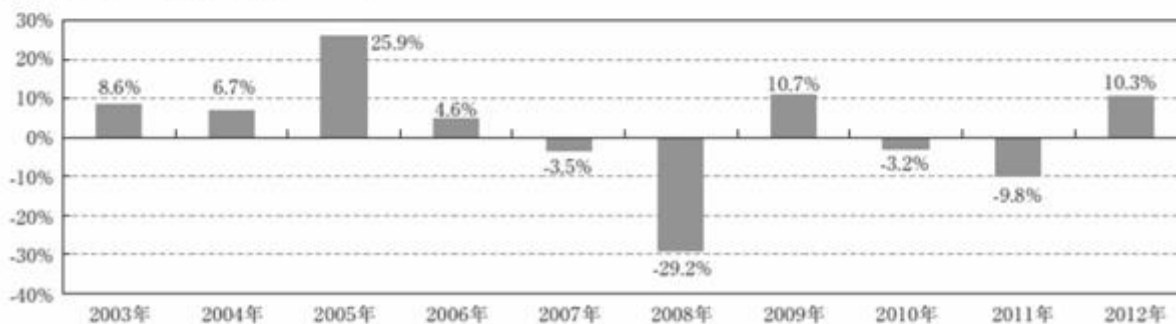
※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

## ●投資比率

国内株式	44.8%
国内債券	19.3%
外国株式	20.2%
外国債券	11.7%
コールローン、その他	4.0%
合計	100.0%

※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。  
 ※外国株式には、投資信託証券を含みます。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は税引前分配金を再投資したものと計算しています。  
 ※2012年は1月から2月末までの騰落率を表示。

- ◆本資料の内容は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

当ファンドの購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込方法には、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動継続投資コース」があります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますのでご注意ください。

「自動継続投資コース」を選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約」を締結していただきます。

これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

当ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該購入申込の代金の支払と引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、委託会社または販売会社へお問い合わせください。

購入申込者は、購入代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日につきましては、販売会社までお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付を取消すことがあります。

### 2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって委託会社に換金申込を行うことができます。換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

当ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消すことができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った前日および当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとしての規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。

ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

販売会社により買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

当ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

当ファンドの主な投資対象

マザーファンド：原則として当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

- ・国内株式：原則として基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
- ・外国株式：原則として金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
- ・公社債：a. 上場銘柄

原則として、金融商品取引所の計算日における最終相場により評価します。

計算日に最終相場がない場合には計算日の気配相場により評価します。

b. 非上場銘柄

原則として、以下のいずれかから入手した価額で評価します。

- ・日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)
- ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場は除く。)
- ・価格情報会社の提供する価額

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

#### (2)【保管】

ありません。

#### (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は原則無期限ですが、後述の「(5)その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

#### (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年2月16日から翌年2月15日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5)【その他】

信託の終了

a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (2) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終

了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知っている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対し書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
  - (4) (3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
  - (5) (4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)、(2)の信託契約の解約をしません。
  - (6) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知っている受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - (7) (4)から(6)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「信託約款の変更d」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述の「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知っている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、aの信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知っている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいま

#### 関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

#### 公告

委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつ知っている受益者に交付します。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

### （１）収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとし、ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### （２）償還金の請求権

受益者は、当ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### （３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金申込を販売会社を通じて委託会社に申込することができます。権利行使の方法等については、前述の「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

### （４）反対者の買取請求権

前述の「３ 資産管理等の概要（５）その他 信託の終了 a. ファンドの繰上償還」に規定する信託契約の解約または前述の「３ 資産管理等の概要（５）その他 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

### （５）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第11期計算期間（平成22年2月16日から平成23年2月15日まで）及び第12期計算期間（平成23年2月16日から平成24年2月15日まで）については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第11期計算期間（平成22年2月16日から平成23年2月15日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第12期計算期間（平成23年2月16日から平成24年2月15日まで）については内閣府令第33号附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

2. 当ファンドは、第11期計算期間（平成22年2月16日から平成23年2月15日まで）及び第12期計算期間（平成23年2月16日から平成24年2月15日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【青のライフキャンパス・ファンド（標準型）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (平成23年2月15日現在)	第12期 (平成24年2月15日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	84,192,817	124,264,202
親投資信託受益証券	3,482,845,283	3,266,445,636
未収利息	115	170
流動資産合計	3,567,038,215	3,390,710,008
資産合計		
	3,567,038,215	3,390,710,008
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	-	141,311
未払受託者報酬	1,438,337	1,363,707
未払委託者報酬	20,136,657	19,091,766
その他未払費用	143,773	136,305
流動負債合計	21,718,767	20,733,089
負債合計		
	21,718,767	20,733,089
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	4,326,852,977	4,358,464,859
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	781,533,529	988,487,940
(分配準備積立金)	32,365,721	32,298,732
元本等合計	3,545,319,448	3,369,976,919
純資産合計		
	3,545,319,448	3,369,976,919
負債純資産合計		
	3,567,038,215	3,390,710,008

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 （自平成22年2月16日 至平成23年2月15日）	第12期 （自平成23年2月16日 至平成24年2月15日）
<b>営業収益</b>		
受取利息	38,355	37,878
有価証券売買等損益	168,463,338	156,399,647
営業収益合計	168,501,693	156,361,769
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	2,881,967	2,789,219
委託者報酬	40,347,370	39,048,887
その他費用	288,070	278,790
営業費用合計	43,517,407	42,116,896
営業利益	124,984,286	198,478,665
経常利益	124,984,286	198,478,665
当期純利益	124,984,286	198,478,665
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,454	574,416
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	902,362,092	781,533,529
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,164,190	1,626,586
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,164,190	1,626,586
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,321,367	10,676,748
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,321,367	10,676,748
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	781,533,529	988,487,940



## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	第11期 (自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日)	第12期 (自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日)
1 運用資産の評価基準 及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信託 受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。	親投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準		有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左

（貸借対照表に関する注記）

	第11期 (平成23年2月15日現在)	第12期 (平成24年2月15日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数	4,326,852,977口	4,358,464,859口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に 規定する額	元本の欠損 781,533,529円	元本の欠損 988,487,940円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額	1口当たり純資産額 0.8194円 (1万口当たり純資産額 8,194円)	1口当たり純資産額 0.7732円 (1万口当たり純資産額 7,732円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	期 別	第11期 (自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日)	第12期 (自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日)
分配金の計算過程		計算期間末における費用控除後配 当等収益(29,652円)、費用控除後 有価証券売買等損益(0円)、収益調 整金(2,307,632円)、及び分配準備 積立金(32,336,069円)より、分配 対象収益は34,673,353円(1万口当 たり80円)となりましたが、当期の 分配は見送りとさせていただきます た。	計算期間末における費用控除後配 当等収益(0円)、費用控除後有価証 券売買等損益(0円)、収益調整金 (2,627,944円)、及び分配準備積立 金(32,298,732円)より、分配対象 収益は34,926,676円(1万口当 たり80円)となりましたが、当期の分配 は見送りとさせていただきます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第11期 (自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日)	第12期 (自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日)

1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コールローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。</p>	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第11期 （平成23年2月15日現在）	第12期 （平成24年2月15日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コールローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
----------------------	---	----

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期 （自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日）	第12期 （自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別 第11期 （自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日）	第12期 （自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）
期首元本額	4,308,126,393 円	4,326,852,977 円
期中追加設定元本額	24,283,512 円	40,602,931 円
期中一部解約元本額	5,556,928 円	8,991,049 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第11期（自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	168,468,162 円
合計	168,468,162 円

第12期（自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	129,055,324 円
合計	129,055,324 円

3 デリバティブ取引関係

第11期（自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日）

該当事項はありません。

第12期（自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

## b. 株式以外の有価証券

(平成24年2月15日現在)

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	2,589,025,230	1,152,375,129	
	国内債券マザーファンド	937,498,097	1,172,341,370	
	外国株式マザーファンド	761,969,356	613,080,543	
	外国債券マザーファンド	192,214,642	328,648,594	
合計		4,480,707,325	3,266,445,636	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

【赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）】  
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期 （平成23年2月15日現在）	第12期 （平成24年2月15日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	72,054,071	107,877,376
親投資信託受益証券	3,173,851,581	2,894,409,754
未収利息	98	147
流動資産合計	3,245,905,750	3,002,287,277
資産合計	3,245,905,750	3,002,287,277
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	-	134,730
未払受託者報酬	1,290,406	1,196,757
未払委託者報酬	18,065,550	16,754,467
その他未払費用	128,982	119,612
流動負債合計	19,484,938	18,205,566
負債合計	19,484,938	18,205,566
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	4,300,744,430	4,305,650,757
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,074,323,618	1,321,569,046
（分配準備積立金）	324,026,303	323,280,003
元本等合計	3,226,420,812	2,984,081,711
純資産合計	3,226,420,812	2,984,081,711
負債純資産合計	3,245,905,750	3,002,287,277

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第11期 (自平成22年2月16日 至平成23年2月15日)	第12期 (自平成23年2月16日 至平成24年2月15日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	33,448	29,405
有価証券売買等損益	179,607,561	208,441,827
営業収益合計	179,641,009	208,412,422
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	2,596,282	2,478,179
委託者報酬	36,347,720	34,694,256
その他費用	259,504	247,688
営業費用合計	39,203,506	37,420,123
営業利益	140,437,503	245,832,545
経常利益	140,437,503	245,832,545
当期純利益	140,437,503	245,832,545
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	139,211	737,885
期首剰余金又は期首欠損金( )	1,210,408,530	1,074,323,618
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,931,585	2,479,865
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,931,585	2,479,865
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,423,387	4,630,633
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,423,387	4,630,633
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,074,323,618	1,321,569,046

## （ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	期 別	第11期 （自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日）	第12期 （自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）
1 運用資産の評価基準 及び評価方法		親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信託 受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。	親投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準		有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左

（貸借対照表に関する注記）

	第11期 （平成23年2月15日現在）	第12期 （平成24年2月15日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数	4,300,744,430口	4,305,650,757口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に 規定する額	元本の欠損 1,074,323,618円	元本の欠損 1,321,569,046円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額	1口当たり純資産額 0.7502円 （1万口当たり純資産額 7,502円）	1口当たり純資産額 0.6931円 （1万口当たり純資産額 6,931円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	期 別	第11期 （自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日）	第12期 （自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）
分配金の計算過程		計算期間末における費用控除後配 当等収益（25,607円）、費用控除後 有価証券売買等損益（0円）、収益調 整金（20,803,462円）、及び分配準 備積立金（324,000,696円）より、分 配対象収益は344,829,765円（1万口 当たり801円）となりましたが、当期 の分配は見送りとさせていただきます ました。	計算期間末における費用控除後配 当等収益（0円）、費用控除後有価証 券売買等損益（0円）、収益調整金 （21,943,169円）、及び分配準備積 立金（323,280,003円）より、分配対 象収益は345,223,172円（1万口当 たり801円）となりましたが、当期の分 配は見送りとさせていただきます ました。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第11期 （自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日）	第12期 （自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）

1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コールローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。</p>	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

	第11期 （平成23年2月15日現在）	第12期 （平成24年2月15日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左



2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コールローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左
----------------------	--	----

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期 （自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日）	第12期 （自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	期 別	第11期 （自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日）	第12期 （自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）
期首元本額		4,285,867,844 円	4,300,744,430 円
期中追加設定元本額		25,255,546 円	14,830,454 円
期中一部解約元本額		10,378,960 円	9,924,127 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第11期（自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	180,447,567 円
合計	180,447,567 円

第12期（自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	177,253,117 円
合計	177,253,117 円

3 デリバティブ取引関係

第11期（自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日）

該当事項はありません。

第12期（自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

## b. 株式以外の有価証券

（平成24年2月15日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	3,029,568,456	1,348,460,919	
	国内債券マザーファンド	480,010,005	600,252,511	
	外国株式マザーファンド	741,124,973	596,309,153	
	外国債券マザーファンド	204,343,883	349,387,171	
合計		4,455,047,317	2,894,409,754	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

[次へ](#)

## （参考）マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式マザーファンド」、及び「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

### （１）貸借対照表

#### 国内株式マザーファンド

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成23年2月15日現在）	（平成24年2月15日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		112,527,044	156,441,554
株式		9,589,038,100	9,034,216,700
未収入金		168,422,737	-
未収配当金		12,745,700	12,667,500
未収利息		154	214
流動資産合計		9,882,733,735	9,203,325,968
資産合計		9,882,733,735	9,203,325,968
負債の部			
流動負債			
未払金		168,419,918	-
流動負債合計		168,419,918	-
負債合計		168,419,918	-
純資産の部			
元本等			
元本		19,086,092,198	20,676,011,540
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		9,371,778,381	11,472,685,572
元本等合計		9,714,313,817	9,203,325,968
純資産合計		9,714,313,817	9,203,325,968
負債純資産合計		9,882,733,735	9,203,325,968

#### 国内債券マザーファンド

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成23年2月15日現在）	（平成24年2月15日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		83,634,286	95,033,646
国債証券		13,312,485,320	15,156,479,250
地方債証券		989,225,844	472,456,955
特殊債券		1,041,925,570	1,406,967,602
社債券		1,923,620,004	1,930,307,518

未収利息	54,293,092	58,780,434
前払費用	13,435,299	11,090,377
流動資産合計	17,418,619,415	19,131,115,782
資産合計	17,418,619,415	19,131,115,782
負債の部		
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	14,409,621,699	15,298,846,187
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,008,997,716	3,832,269,595
元本等合計	17,418,619,415	19,131,115,782
純資産合計	17,418,619,415	19,131,115,782
負債純資産合計	17,418,619,415	19,131,115,782

## 外国株式マザーファンド

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成23年2月15日現在）	（平成24年2月15日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		58,230,216	10,559,037
コール・ローン		106,846,302	78,835,981
株式		7,456,414,580	7,445,920,038
投資証券		78,511,597	93,531,217
未収入金		46,841	53,362
未収配当金		10,735,921	6,466,774
未収利息		146	107
流動資産合計		7,710,785,603	7,635,366,516
資産合計		7,710,785,603	7,635,366,516
負債の部			
負債合計		-	-
純資産の部			
元本等			
元本		8,975,314,115	9,489,947,999
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,264,528,512	1,854,581,483
元本等合計		7,710,785,603	7,635,366,516
純資産合計		7,710,785,603	7,635,366,516
負債純資産合計		7,710,785,603	7,635,366,516

## 外国債券マザーファンド

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成23年2月15日現在）	（平成24年2月15日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			

預金	12,121,471	13,782,297
コール・ローン	11,770,829	7,907,199
国債証券	3,020,663,389	2,770,860,489
未収利息	32,720,248	35,028,843
前払費用	13,192,825	4,725,533
流動資産合計	3,090,468,762	2,832,304,361
資産合計	3,090,468,762	2,832,304,361
負債の部		
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	1,858,930,153	1,656,506,314
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,231,538,609	1,175,798,047
元本等合計	3,090,468,762	2,832,304,361
純資産合計	3,090,468,762	2,832,304,361
負債純資産合計	3,090,468,762	2,832,304,361

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	対象期間 (自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日)	(自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日)
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	<p>(1)株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2)国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） 価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。</p>	<p>(1)株式、投資証券 同左</p> <p>(2)国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 同左</p>

2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3 費用・収益の計上基準	<p>(1)受取配当金 国内有価証券については、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国有価証券については、原則として配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。</p> <p>(2)配当株式 配当株式は原則として、配当落ち日において、その数量に相当する発行価額を計上しております。</p> <p>(3)有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>	<p>(1)受取配当金 同左</p> <p>(2)配当株式 同左</p> <p>(3)有価証券売買等損益、為替差損益 同左</p>

## (貸借対照表に関する注記)

(平成23年2月15日現在)		(平成24年2月15日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数		1 計算期間の末日における受益権の総数	
国内株式マザーファンド	19,086,092,198 □	国内株式マザーファンド	20,676,011,540 □
国内債券マザーファンド	14,409,621,699 □	国内債券マザーファンド	15,298,846,187 □
外国株式マザーファンド	8,975,314,115 □	外国株式マザーファンド	9,489,947,999 □
外国債券マザーファンド	1,858,930,153 □	外国債券マザーファンド	1,656,506,314 □
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額		2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損		元本の欠損	
国内株式マザーファンド	9,371,778,381 円	国内株式マザーファンド	11,472,685,572 円
外国株式マザーファンド	1,264,528,512 円	外国株式マザーファンド	1,854,581,483 円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
国内株式マザーファンド		国内株式マザーファンド	
1口当たり純資産額	0.5090 円	1口当たり純資産額	0.4451 円
(1万口当たり純資産額)	5,090 円)	(1万口当たり純資産額)	4,451 円)
国内債券マザーファンド		国内債券マザーファンド	
1口当たり純資産額	1.2088 円	1口当たり純資産額	1.2505 円
(1万口当たり純資産額)	12,088 円)	(1万口当たり純資産額)	12,505 円)
外国株式マザーファンド		外国株式マザーファンド	
1口当たり純資産額	0.8591 円	1口当たり純資産額	0.8046 円
(1万口当たり純資産額)	8,591 円)	(1万口当たり純資産額)	8,046 円)
外国債券マザーファンド		外国債券マザーファンド	
1口当たり純資産額	1.6625 円	1口当たり純資産額	1.7098 円
(1万口当たり純資産額)	16,625 円)	(1万口当たり純資産額)	17,098 円)

## (その他の注記)

## 1 元本の移動

項 目	対象年月日	(平成23年2月15日現在)	(平成24年2月15日現在)
	国内株式マザーファンド		
期首元本額		6,700,061,637 円	19,086,092,198 円

期中追加設定元本額	14,085,218,969 円	4,131,831,740 円
期中一部解約元本額	1,699,188,408 円	2,541,912,398 円
期末元本額	19,086,092,198 円	20,676,011,540 円
元本の内訳*		
青のライフキャンバス・ファンド (標準型)	2,515,630,967 円	2,589,025,230 円
赤のライフキャンバス・ファンド (積極型)	2,994,284,028 円	3,029,568,456 円
T & D国内株式オープンS A (適格機関投資家専用)	13,576,177,203 円	15,057,417,854 円
合計	19,086,092,198 円	20,676,011,540 円
国内債券マザーファンド		
期首元本額	10,458,602,623 円	14,409,621,699 円
期中追加設定元本額	9,212,300,610 円	5,368,002,655 円
期中一部解約元本額	5,261,281,534 円	4,478,778,167 円
期末元本額	14,409,621,699 円	15,298,846,187 円
元本の内訳*		
青のライフキャンバス・ファンド (標準型)	987,644,871 円	937,498,097 円
赤のライフキャンバス・ファンド (積極型)	512,545,942 円	480,010,005 円
T & D国内債券オープン (非課税適格機関投資家専用)	9,273,429,121 円	9,214,686,789 円
T & D国内債券オープンS A (適格機関投資家専用)	3,636,001,765 円	4,666,651,296 円
合計	14,409,621,699 円	15,298,846,187 円
外国株式マザーファンド		
期首元本額	1,817,810,301 円	8,975,314,115 円
期中追加設定元本額	8,287,821,987 円	5,085,950,944 円
期中一部解約元本額	1,130,318,173 円	4,571,317,060 円
期末元本額	8,975,314,115 円	9,489,947,999 円
元本の内訳*		
青のライフキャンバス・ファンド (標準型)	732,629,709 円	761,969,356 円
赤のライフキャンバス・ファンド (積極型)	734,389,292 円	741,124,973 円
T & D外国株オープン (非課税適格機関投資家専用)	4,058,469,611 円	3,749,227,628 円
T & D外国株式オープンS A (適格機関投資家専用)	3,449,825,503 円	4,237,626,042 円
合計	8,975,314,115 円	9,489,947,999 円
外国債券マザーファンド		
期首元本額	756,210,095 円	1,858,930,153 円
期中追加設定元本額	1,284,272,834 円	274,561,537 円
期中一部解約元本額	181,552,776 円	476,985,376 円
期末元本額	1,858,930,153 円	1,656,506,314 円
元本の内訳*		
青のライフキャンバス・ファンド (標準型)	228,043,199 円	192,214,642 円

赤のライフキャンパス・ファンド (積極型)	240,169,406 円	204,343,883 円
T & D 外国債券オープン (非課税適格機関投資家専用)	220,490,787 円	147,410,501 円
T & D 外国債券オープン S A (適格機関投資家専用)	1,170,226,761 円	1,112,537,288 円
合計	1,858,930,153 円	1,656,506,314 円

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	
株式	17,045,452,680 円	1,914,800,902 円	
内 国内株式マザーファンド	9,589,038,100 円	1,067,918,217 円	
内 外国株式マザーファンド	7,456,414,580 円	846,882,685 円	
国債証券	16,333,148,709 円	283,128,344 円	
内 国内債券マザーファンド	13,312,485,320 円	176,893,330 円	
内 外国債券マザーファンド	3,020,663,389 円	106,235,014 円	
地方債証券	内 国内債券マザーファンド	989,225,844 円	3,178,937 円
特殊債券	内 国内債券マザーファンド	1,041,925,570 円	7,736,000 円
社債券	内 国内債券マザーファンド	1,923,620,004 円	9,036,000 円
投資証券	内 外国株式マザーファンド	78,511,597 円	10,610,748 円
合計	37,411,884,404 円	1,622,332,369 円	

(自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	
株式	16,480,136,738 円	1,133,971,696 円	
内 国内株式マザーファンド	9,034,216,700 円	1,001,720,661 円	
内 外国株式マザーファンド	7,445,920,038 円	132,251,035 円	
国債証券	17,927,339,739 円	300,038,929 円	
内 国内債券マザーファンド	15,156,479,250 円	145,282,060 円	
内 外国債券マザーファンド	2,770,860,489 円	154,756,869 円	
地方債証券	内 国内債券マザーファンド	472,456,955 円	1,916,334 円
特殊債券	内 国内債券マザーファンド	1,406,967,602 円	12,552,046 円
社債券	内 国内債券マザーファンド	1,930,307,518 円	2,801,000 円
投資証券	内 外国株式マザーファンド	93,531,217 円	3,818,472 円
合計	38,310,739,769 円	818,446,915 円	

## 3 デリバティブ取引関係

(自 平成22年2月16日 至 平成23年2月15日)

該当事項はありません。

(自 平成23年2月16日 至 平成24年2月15日)

該当事項はありません。

## (3) 附属明細表



## 国内株式マザーファンド

## 有価証券明細表

## a. 株式

（平成24年2月15日現在）

通貨 (日本円)	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	国際石油開発帝石	105	522,000	54,810,000	
	日揮	53,000	2,120	112,360,000	
	東芝プラントシステム	86,000	906	77,916,000	
	キリンホールディングス	63,000	953	60,039,000	
	日本たばこ産業	432	418,500	180,792,000	
	住友化学	252,000	321	80,892,000	
	宇部興産	519,000	239	124,041,000	
	花王	23,800	2,041	48,575,800	
	富士フイルムホールディングス	30,200	1,898	57,319,600	
	資生堂	14,600	1,393	20,337,800	
	武田薬品工業	33,300	3,435	114,385,500	
	アステラス製薬	48,400	3,235	156,574,000	
	ロート製薬	115,000	942	108,330,000	
	ブリヂストン	24,600	1,776	43,689,600	
	住友ゴム工業	26,100	962	25,108,200	
	東洋炭素	23,300	3,210	74,793,000	
	新日本製鐵	622,000	211	131,242,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	9,700	1,524	14,782,800	
	住友金属鉱山	43,000	1,130	48,590,000	
	住友電気工業	111,200	971	107,975,200	
	リンナイ	35,800	5,610	200,838,000	
	日本発條	134,300	802	107,708,600	
	牧野フライス製作所	266,000	549	146,034,000	
	ナブテスコ	70,800	1,748	123,758,400	
	小松製作所	72,400	2,238	162,031,200	
	クボタ	92,000	770	70,840,000	
	セガサミーホールディングス	42,100	1,551	65,297,100	
	三菱重工業	390,000	365	142,350,000	
	ミネベア	460,000	379	174,340,000	
	三菱電機	81,000	699	56,619,000	
	日本電産	27,400	7,680	210,432,000	
	ソニー	56,000	1,575	88,200,000	
	アルプス電気	154,700	657	101,637,900	
	キーエンス	6,600	19,370	127,842,000	
	ファナック	19,400	14,020	271,988,000	
	村田製作所	45,200	4,585	207,242,000	
	キヤノン	64,500	3,530	227,685,000	
	デンソー	33,500	2,540	85,090,000	

	トヨタ自動車	117,400	3,265	383,311,000	
	アイシン精機	29,400	2,705	79,527,000	
	ダイハツ工業	70,000	1,515	106,050,000	
	本田技研工業	94,800	2,888	273,782,400	
	タカタ	53,000	1,931	102,343,000	
	テルモ	16,000	3,695	59,120,000	
	ニコン	66,600	2,089	139,127,400	
	パラマウントベッドホールディングス	22,000	2,216	48,752,000	
	ピジョン	57,000	2,895	165,015,000	
	任天堂	5,000	11,230	56,150,000	
	東京瓦斯	221,000	368	81,328,000	
	東日本旅客鉄道	23,300	5,060	117,898,000	
	山九	322,000	307	98,854,000	
	商船三井	279,000	363	101,277,000	
	全日本空輸	94,000	245	23,030,000	
	野村総合研究所	45,400	1,836	83,354,400	
	大塚商会	20,600	5,760	118,656,000	
	テレビ朝日	467	134,700	62,904,900	
	日本電信電話	29,000	3,810	110,490,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	856	136,900	117,186,400	
	カブコン	40,600	1,714	69,588,400	
	S C S K	20,300	1,224	24,847,200	
	伊藤忠商事	66,200	896	59,315,200	
	三井物産	136,500	1,341	183,046,500	
	住友商事	45,000	1,170	52,650,000	
	三菱商事	91,800	1,833	168,269,400	
	セブン&アイ・ホールディングス	34,200	2,196	75,103,200	
	ドン・キホーテ	36,700	2,759	101,255,300	
	サイゼリヤ	36,900	1,259	46,457,100	
	コメリ	65,100	2,391	155,654,100	
	ニトリホールディングス	10,000	7,010	70,100,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	749,600	408	305,836,800	
	三井住友トラスト・ホールディングス	329,000	270	88,830,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	86,300	2,703	233,268,900	
	横浜銀行	173,000	381	65,913,000	
	みずほフィナンシャルグループ	1,416,400	129	182,715,600	
	ジャフコ	30,600	1,693	51,805,800	
	東京海上ホールディングス	57,400	2,157	123,811,800	
	オリックス	11,320	7,790	88,182,800	
	三井不動産	43,000	1,436	61,748,000	
	三菱地所	66,000	1,371	90,486,000	
	イオンモール	29,000	1,821	52,809,000	
	カカクコム	44,200	2,209	97,637,800	
	ダイセキ	31,200	1,418	44,241,600	
合計		9,367,580		9,034,216,700	

- b. 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 国内債券マザーファンド

有価証券明細表

- a. 株式  
該当事項はありません。
- b. 株式以外の有価証券

（平成24年2月15日現在）

種類	銘柄	額面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	第93回利付国債（5年）	1,480,000,000	1,494,592,800	
	第3回利付国債（40年）	215,000,000	219,315,050	
	第256回利付国債（10年）	53,000,000	54,253,450	
	第263回利付国債（10年）	1,202,000,000	1,247,279,340	
	第266回利付国債（10年）	418,000,000	432,721,960	
	第269回利付国債（10年）	2,065,000,000	2,136,077,300	
	第287回利付国債（10年）	107,000,000	115,705,520	
	第289回利付国債（10年）	315,000,000	334,643,400	
	第296回利付国債（10年）	111,000,000	118,146,180	
	第302回利付国債（10年）	430,000,000	454,944,300	
	第303回利付国債（10年）	768,000,000	811,660,800	
	第305回利付国債（10年）	1,504,000,000	1,576,252,160	
	第308回利付国債（10年）	129,000,000	134,719,860	
	第310回利付国債（10年）	481,000,000	489,508,890	
	第313回利付国債（10年）	887,000,000	920,626,170	
	第315回利付国債（10年）	1,220,000,000	1,252,574,000	
	第27回利付国債（30年）	204,000,000	229,212,360	
	第30回利付国債（30年）	134,000,000	145,270,740	
	第32回利付国債（30年）	174,000,000	188,294,100	
	第33回利付国債（30年）	38,000,000	38,596,600	
	第95回利付国債（20年）	762,000,000	844,814,160	
	第99回利付国債（20年）	661,000,000	712,187,840	
	第110回利付国債（20年）	116,000,000	124,028,360	
	第113回利付国債（20年）	183,000,000	195,153,030	
	第116回利付国債（20年）	524,000,000	565,306,920	
	第124回利付国債（20年）	307,000,000	320,593,960	
地方債証券	平成17年度第3回大阪市公募公債	125,000,000	129,067,500	
	平成18年度第11回大阪市公募公債	100,000,000	106,432,000	
	平成15年度第4回神戸市公募公債	134,700,000	136,146,678	
	平成19年度第8回神戸市公募公債（5年）	100,000,000	100,810,777	
特殊債券	第5回阪神高速道路債券	100,000,000	103,202,000	
	第2回日本鉄道建設債券	200,000,000	200,978,400	
	第21回関西国際空港株式会社社債	100,000,000	100,352,906	

	第1回一般担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,372,560	
	第48回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,476,000	100,735,415	
	第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	195,350,000	200,284,541	
	第51回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	97,956,000	100,260,904	
	第53回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	98,794,000	99,733,530	
	第54回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	99,085,000	99,663,656	
	第57回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	100,000,000	100,243,000	
	い第687号商工債	100,000,000	100,737,170	
	第18回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	100,000,000	100,403,520	
社債券	第30回アサヒビール株式会社無担保社債	100,000,000	100,147,963	
	第42回住友化学株式会社無担保社債	100,000,000	101,384,000	
	第6回株式会社小松製作所無担保社債	100,000,000	100,160,054	
	第9回パナソニック株式会社無担保社債	200,000,000	200,274,000	
	第11回本田技研工業株式会社無担保社債	200,000,000	200,297,776	
	第13回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債	100,000,000	101,533,000	
	第15回株式会社みずほコーポレート銀行無担保社債	100,000,000	102,042,000	
	第35回NTTファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	101,926,000	
	第12回株式会社日産フィナンシャルサービス無担保社債	100,000,000	100,656,875	
	第39回トヨタファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	100,309,000	
	第6回三菱UFJリース株式会社無担保社債	100,000,000	100,256,835	
	第13回野村ホールディングス株式会社無担保社債	200,000,000	200,902,015	
	第8回KDDI株式会社無担保社債	100,000,000	102,042,000	
	第458回関西電力株式会社社債	100,000,000	105,127,000	
	第329回九州電力株式会社社債	100,000,000	110,925,000	
	第8回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	102,324,000	
合計		18,235,361,000	18,966,211,325	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

[次へ](#)

## 外国株式マザーファンド

## 有価証券明細表

## a . 株式

(平成24年2月15日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
USドル	AMAZON.COM INC	1,609	191.30	307,801.70	
	ABBOTT LABORATORIES	6,542	55.08	360,333.36	
	ABERCROMBIE & FITCH CO-CL A	1,187	44.59	52,928.33	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	5,055	192.22	971,672.10	
	ADVANCED MICRO DEVICES	9,541	7.32	69,840.12	
	ADOBE SYSTEMS INC	3,185	32.44	103,321.40	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	1,074	90.78	97,497.72	
	DU PONT (E.I.) DE NEMOURS	4,205	49.66	208,820.30	
	ALLSTATE CORP	4,255	31.15	132,543.25	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	3,530	59.84	211,235.20	
	ALCOA INC	4,578	10.21	46,741.38	
	AMGEN INC	5,436	67.84	368,778.24	
	AMERICAN EXPRESS CO	4,389	51.96	228,052.44	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	8,256	39.84	328,919.04	
	AFLAC INC	3,841	48.56	186,518.96	
	ANALOG DEVICES INC	1,587	39.43	62,575.41	
	APOLLO GROUP INC-CL A	860	53.59	46,087.40	
	APACHE CORP	1,897	107.31	203,567.07	
	COMCAST CORP-CL A	8,031	27.25	218,844.75	
	APPLE INC	3,631	509.46	1,849,849.26	
	APPLIED MATERIALS INC	5,877	12.87	75,636.99	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	3,745	31.15	116,656.75	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	2,899	54.25	157,270.75	
	AUTOZONE INC	404	360.11	145,484.44	
	AVON PRODUCTS INC	4,464	17.80	79,459.20	
	BAKER HUGHES INC	3,501	48.00	168,048.00	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	2,245	56.99	127,942.55	
	BED BATH & BEYOND INC	981	59.76	58,624.56	
	BECTON DICKINSON AND CO	879	76.70	67,419.30	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	12,945	38.04	492,427.80	
	BEST BUY CO INC	1,157	25.49	29,491.93	
	YUM! BRANDS INC	2,045	63.98	130,839.10	
	BOEING CO	3,107	75.56	234,764.92	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	11,420	5.92	67,606.40	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	9,038	31.85	287,860.30	
	FEDEX CORP	1,161	95.55	110,933.55	
	VERISIGN INC	3,518	37.20	130,869.60	
	CSX CORP	6,760	21.82	147,503.20	
	CAMPBELL SOUP CO	1,728	31.81	54,967.68	
	CATERPILLAR INC	2,783	114.45	318,514.35	
CENTURYLINK INC	3,941	37.82	149,048.62		

JPMORGAN CHASE & CO	16,545	37.92	627,386.40
CHUBB CORP	4,013	69.32	278,181.16
CIGNA CORP	5,872	43.99	258,309.28
FRONTIER COMMUNICATIONS CORP	2,995	4.06	12,159.70
CISCO SYSTEMS INC	22,760	20.07	456,793.20
COCA-COLA CO/THE	7,652	68.90	527,222.80
AON CORP	7,874	48.29	380,235.46
COMERICA INC	1,435	30.00	43,050.00
CA INC	3,460	27.03	93,523.80
SARA LEE CORP	4,090	20.25	82,822.50
CORNING INC	6,505	13.48	87,687.40
BROADCOM CORP-CL A	1,577	36.85	58,112.45
CUMMINS INC	1,719	121.50	208,858.50
MOODY'S CORP	3,227	38.66	124,755.82
TARGET CORP	2,652	52.27	138,620.04
DEERE & CO	1,644	89.05	146,398.20
DELL INC	12,151	18.04	219,204.04
MORGAN STANLEY	6,995	19.05	133,254.75
WALT DISNEY CO/THE	5,844	41.60	243,110.40
DOLLAR TREE INC	1,077	88.50	95,314.50
DOW CHEMICAL	7,208	33.60	242,188.80
OMNICOM GROUP	2,033	48.00	97,584.00
DTE ENERGY COMPANY	5,234	53.39	279,443.26
EBAY INC	5,542	32.96	182,664.32
EMC CORP/MASS	10,251	26.40	270,626.40
BANK OF AMERICA CORP	48,864	7.98	389,934.72
CITIGROUP INC	11,707	32.08	375,560.56
ELECTRONIC ARTS INC	2,448	17.66	43,231.68
EMERSON ELECTRIC CO	3,787	51.62	195,484.94
EOG RESOURCES INC	3,895	113.75	443,056.25
EQUIFAX INC	2,793	42.85	119,680.05
EXPEDITORS INTL WASH INC	3,742	43.72	163,600.24
EXXON MOBIL CORP	21,794	84.67	1,845,297.98
FAMILY DOLLAR STORES	1,603	57.09	91,515.27
FIFTH THIRD BANCORP	8,156	13.30	108,474.80
MACY'S INC	3,323	35.56	118,165.88
FREEPORT-MCMORAN COPPER	5,466	42.96	234,819.36
GAP INC/THE	4,209	22.34	94,029.06
GENERAL DYNAMICS CORP	1,683	70.16	118,079.28
GENERAL MILLS INC	2,884	39.80	114,783.20
GOODRICH CORP	1,327	125.83	166,976.41
NVIDIA CORP	3,518	16.24	57,132.32
GENERAL ELECTRIC CO	41,208	18.94	780,479.52
WW GRAINGER INC	1,057	209.10	221,018.70
HALLIBURTON CO	7,280	35.70	259,896.00
GOLDMAN SACHS GROUP INC	2,292	112.87	258,698.04
HARLEY-DAVIDSON INC	2,410	46.50	112,065.00
HJ HEINZ CO	2,193	51.69	113,356.17

HEWLETT-PACKARD CO	8,882	29.08	258,288.56
JUNIPER NETWORKS INC	3,022	22.57	68,206.54
HOME DEPOT INC	6,103	46.06	281,104.18
HORMEL FOODS CORP	2,165	28.93	62,633.45
HUMANA INC	1,791	88.60	158,682.60
BIOGEN IDEC INC	2,630	119.70	314,811.00
ILLINOIS TOOL WORKS	2,194	55.97	122,798.18
INTEL CORP	19,514	26.78	522,584.92
INTL GAME TECHNOLOGY	1,854	15.13	28,051.02
INTERNATIONAL PAPER CO	3,402	33.05	112,436.10
INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	6,635	10.70	70,994.50
JOHNSON & JOHNSON	10,934	64.61	706,445.74
JOHNSON CONTROLS INC	2,202	33.27	73,260.54
KLA-TENCOR CORPORATION	1,882	49.60	93,347.20
KIMBERLY-CLARK CORP	2,216	71.63	158,732.08
KOHL'S CORP	1,085	50.90	55,226.50
KROGER CO	3,444	23.87	82,208.28
LAM RESEARCH CORP	1,983	41.91	83,107.53
LEGG MASON INC	833	27.06	22,540.98
ELI LILLY & CO	5,643	38.49	217,199.07
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	3,129	77.11	241,277.19
AGILENT TECHNOLOGIES INC	2,232	43.78	97,716.96
LOWE'S COS INC	4,714	27.19	128,173.66
MCDONALD'S CORP	4,936	99.55	491,378.80
MCGRAW-HILL COMPANIES INC	2,140	45.50	97,370.00
MANPOWERGROUP	1,790	44.75	80,102.50
MARSH & MCLENNAN COS	5,696	31.89	181,645.44
MASCO CORP	5,475	11.63	63,674.25
METLIFE INC	6,812	37.32	254,223.84
MEDTRONIC INC	4,633	39.53	183,142.49
CVS CAREMARK CORP	5,770	43.38	250,302.60
MICROSOFT CORP	38,572	30.25	1,166,803.00
3M CO	2,493	87.99	219,359.07
XCEL ENERGY INC	11,286	26.40	297,950.40
FORD MOTOR CO	13,451	12.48	167,868.48
NETAPP INC	2,600	39.12	101,712.00
NEWFIELD EXPLORATION CO	3,962	39.43	156,221.66
NEWMONT MINING CORP	1,975	58.77	116,070.75
NIKE INC -CL B	1,917	106.63	204,409.71
NORDSTROM INC	1,746	50.67	88,469.82
COACH INC	1,603	75.82	121,539.46
WELLS FARGO & CO	21,187	30.42	644,508.54
NUCOR CORP	1,650	43.37	71,560.50
MONSANTO CO	3,177	76.94	244,438.38
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	2,130	47.98	102,197.40
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	4,617	104.00	480,168.00
ORACLE CORP	17,811	28.24	502,982.64
EXELON CORP	2,700	39.03	105,381.00

J.C. PENNEY CO INC	2,138	42.37	90,587.06
PEPSICO INC	6,028	63.52	382,898.56
PENTAIR INC	2,655	38.83	103,093.65
PFIZER INC	29,127	21.33	621,278.91
CONOCOPHILLIPS	6,435	73.60	473,616.00
ALTRIA GROUP INC	9,313	29.27	272,591.51
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	2,337	59.56	139,191.72
AETNA INC	2,153	47.27	101,772.31
COSTCO WHOLESALE CORP	2,098	84.10	176,441.80
T ROWE PRICE GROUP INC	1,981	59.95	118,760.95
PROCTER & GAMBLE CO/THE	13,482	64.48	869,319.36
QUALCOMM INC	6,595	61.71	406,977.45
US BANCORP	7,420	29.00	215,180.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	3,380	29.99	101,366.20
RAYTHEON COMPANY	2,965	50.36	149,317.40
KRAFT FOODS INC-CLASS A	6,106	38.50	235,081.00
SANDISK CORP	1,946	46.99	91,452.27
SAFEWAY INC	3,572	22.15	79,119.80
MERCK & CO. INC.	18,515	38.21	707,458.15
SCHLUMBERGER LTD	7,866	77.80	611,974.80
SCHWAB (CHARLES) CORP	5,943	12.34	73,336.62
BUNGE LTD	788	65.67	51,747.96
WELLPOINT INC	1,562	65.69	102,607.78
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	1,658	59.41	98,501.78
SOUTHERN CO	4,651	44.54	207,155.54
BB&T CORP	3,111	29.60	92,085.60
AT&T INC	23,999	30.07	721,649.93
CHEVRON CORP	9,144	106.49	973,744.56
STATE STREET CORP	1,362	39.46	53,744.52
STARBUCKS CORP	4,277	49.12	210,086.24
SUNTRUST BANKS INC	2,690	21.67	58,292.30
SYSCO CORP	2,464	29.30	72,195.20
TEXAS INSTRUMENTS INC	5,951	33.22	197,692.22
TEXTRON INC	5,029	27.98	140,711.42
TIFFANY & CO	1,169	65.57	76,651.33
MARATHON OIL CORP	7,502	32.97	247,340.94
UNION PACIFIC CORP	3,202	113.17	362,370.34
UNITED TECHNOLOGIES CORP	3,660	84.64	309,782.40
UNITEDHEALTH GROUP INC	4,817	54.46	262,333.82
VULCAN MATERIALS CO	4,190	47.14	197,516.60
WALGREEN CO	3,275	34.63	113,413.25
WAL-MART STORES INC	8,565	62.22	532,914.30
WASTE MANAGEMENT INC	3,608	35.44	127,867.52
WATERS CORP	1,374	88.51	121,612.74
JM SMUCKER CO/THE	766	79.42	60,835.72
MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	7,154	62.90	449,986.60
WHIRLPOOL CORP	1,450	72.07	104,501.50
CME GROUP INC	252	290.00	73,080.00



	CARMAX INC	2,994	29.72	88,981.68
	XEROX CORP	5,000	8.37	41,850.00
	YAHOO! INC	5,195	15.36	79,821.17
	TJX COMPANIES INC	1,938	34.49	66,841.62
	GOOGLE INC-CL A	978	609.76	596,345.28
	NEWS CORP-CLASS B	10,283	19.91	204,734.53
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	1,925	55.32	106,491.00
	VIACOM INC-CLASS B	3,405	49.04	166,981.20
	MASTERCARD INC-CLASS A	560	395.55	221,508.00
	DUKE ENERGY CORP	22,157	21.50	476,375.50
	STARWOOD HOTELS & RESORTS	874	55.29	48,323.46
	WESTERN UNION CO	3,107	17.68	54,931.76
	SPECTRA ENERGY CORP	4,593	30.99	142,337.07
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	3,366	28.48	95,863.68
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	5,040	21.01	105,890.40
	INVESCO LTD	6,308	23.95	151,076.60
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	8,024	81.65	655,159.60
	VISA INC-CLASS A SHARES	2,254	115.24	259,750.96
	DR PEPPER SNAPPLE GROUP INC	5,852	39.11	228,871.72
	DISCOVERY COMMUNICATIONS-A	789	45.20	35,662.80
	DISCOVERY COMMUNICATIONS-C	928	41.46	38,474.88
	MARATHON PETROLEUM CORP	3,581	44.02	157,635.62
	MOSAIC CO/THE	2,117	54.92	116,265.64
	STANLEY BLACK & DECKER INC	1,291	75.70	97,728.70
	COOPER INDUSTRIES PLC-CL A	1,495	60.83	90,940.85
	DIRECTV-CLASS A	3,731	45.85	171,066.35
	MOTOROLA MOBILITY HOLDINGS I	1,037	39.68	41,148.16
	RALPH LAUREN CORP	818	174.78	142,970.04
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	1,227	47.70	58,527.90
	TE CONNECTIVITY LTD	1,746	34.83	60,813.18
	TIME WARNER CABLE	1,869	75.92	141,894.48
	TIME WARNER INC	4,905	37.84	185,605.20
	TYCO INTERNATIONAL LTD	2,718	49.04	133,290.72
	COVIDIEN PLC	2,691	52.31	140,766.21
	小計	1,158,420		48,719,611.13
	(邦貨換算)			(3,825,951,062)
カナダドル	BARRICK GOLD CORP	12,145	47.64	578,587.80
	BANK OF MONTREAL	3,768	58.27	219,561.36
	BANK OF NOVA SCOTIA	5,668	52.71	298,760.28
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	2,556	76.91	196,581.96
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	6,694	78.25	523,805.50
	IMPERIAL OIL LTD	6,860	47.66	326,947.60
	MANULIFE FINANCIAL CORP	10,366	11.87	123,044.42
	MAGNA INTERNATIONAL INC	2,259	42.72	96,504.48
	SUN LIFE FINANCIAL INC	5,093	20.86	106,239.98
	TRANSCANADA CORP	8,848	42.15	372,943.20
	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	10,792	44.45	479,704.40
	ROYAL BANK OF CANADA	7,343	53.65	393,951.95

	ENCANA CORP	9,113	19.30	175,880.90
	THOMSON REUTERS CORP	4,193	26.95	113,001.35
	TORONTO-DOMINION BANK	4,475	78.34	350,571.50
	WESTON (GEORGE) LTD	2,700	63.99	172,773.00
	BCE INC	6,208	39.40	244,595.20
	SUNCOR ENERGY INC	10,974	33.73	370,153.02
	VALEANT PHARMACEUTICALS INTE	2,921	48.48	141,610.08
	TIM HORTONS INC	1,852	49.00	90,748.00
	小計	124,828		5,375,965.98
	(邦貨換算)			(422,282,127)
オーストラリアドル	AUST AND NZ BANKING GROUP	13,434	21.69	291,383.46
	WESTPAC BANKING CORP	14,752	20.90	308,316.80
	TELSTRA CORP LTD	23,444	3.41	79,944.04
	BHP BILLITON LTD	19,970	36.17	722,314.90
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	8,696	49.96	434,452.16
	RIO TINTO LTD	3,466	69.28	240,124.48
	LEND LEASE CORP LIMITED	5,235	7.18	37,587.30
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	11,934	23.02	274,720.68
	NEWCREST MINING LIMITED	4,182	34.40	143,860.80
	AMP LTD	20,230	4.32	87,393.60
	QBE INSURANCE GROUP LIMITED	7,419	11.80	87,544.20
	WESFARMERS LIMITED	6,384	29.55	188,647.20
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	5,661	35.17	199,097.37
	WOOLWORTHS LIMITED	10,134	24.99	253,248.66
	BRAMBLES LTD	24,021	7.11	170,789.31
	MACQUARIE GROUP LTD	1,901	26.78	50,908.78
	小計	180,863		3,570,333.74
	(邦貨換算)			(299,515,297)
イギリスポンド	BRITISH SKY BROADCASTING GRO	4,840	6.98	33,807.40
	AVIVA PLC	19,370	3.61	70,041.92
	DIAGEO PLC	15,080	15.09	227,632.60
	SCHRODERS PLC	2,475	15.68	38,808.00
	BAE SYSTEMS PLC	46,320	3.29	152,578.08
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	12,599	31.47	396,490.53
	STANDARD CHARTERED PLC	10,580	15.85	167,745.90
	JOHNSON MATTHEY PLC	12,020	23.06	277,181.20
	COMPASS GROUP PLC	9,383	6.34	59,535.13
	HSBC HOLDINGS PLC	78,918	5.61	443,124.57
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	62,420	1.19	74,467.06
	PEARSON PLC	2,495	12.06	30,089.70
	PRUDENTIAL PLC	13,640	7.18	97,935.20
	RIO TINTO PLC	9,950	37.27	370,886.25
	BP PLC	83,878	4.94	415,028.34
	SAGE GROUP PLC/THE	8,910	2.99	26,703.27
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	205,300	0.34	70,387.10
	BG GROUP PLC	20,400	14.67	299,268.00
	TESCO PLC	42,130	3.14	132,351.39

	SMITH & NEPHEW PLC	3,790	6.35	24,066.50
	GLAXOSMITHKLINE PLC	23,945	14.40	344,808.00
	ASTRAZENECA PLC	7,210	30.17	217,561.75
	BT GROUP PLC	35,370	2.14	75,939.39
	CARNIVAL PLC	685	19.14	13,110.90
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	6,615	3.44	22,782.06
	BARCLAYS PLC	51,020	2.34	119,845.98
	BURBERRY GROUP PLC	3,661	14.23	52,096.03
	NEXT PLC	743	27.57	20,484.51
	KINGFISHER PLC	9,810	2.71	26,585.10
	SAINSBURY (J) PLC	4,411	2.89	12,787.48
	CENTRICA PLC	29,085	2.92	84,928.20
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	27,639	23.61	652,694.98
	NATIONAL GRID PLC	12,865	6.41	82,528.97
	UNILEVER PLC	6,458	20.80	134,326.40
	VODAFONE GROUP PLC	243,378	1.73	423,234.34
	EXPERIAN PLC	11,263	9.39	105,815.88
	SEVERN TRENT PLC	4,729	15.41	72,873.89
	WHITBREAD PLC	1,292	17.25	22,287.00
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	2,273	13.72	31,185.56
	SMITHS GROUP PLC	7,146	10.53	75,247.38
	ANGLO AMERICAN PLC	9,020	27.72	250,034.40
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	3,290	35.36	116,334.40
	MAN GROUP PLC	11,500	1.32	15,214.50
	REED ELSEVIER PLC	5,040	5.36	27,039.60
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	9,117	6.05	55,157.85
	WPP PLC	6,115	7.99	48,858.85
	小計	1,198,178		6,511,891.54
	(邦貨換算)			(802,199,918)
スイスフラン	SYNGENTA AG-REG	570	289.80	165,186.00
	SWISSCOM AG-REG	132	367.60	48,523.20
	GIVAUDAN-REG	44	883.50	38,874.00
	ZURICH FINANCIAL SERVICES AG	679	234.00	158,886.00
	NOVARTIS AG-REG	12,027	51.80	622,998.60
	ABB LTD-REG	12,357	19.70	243,432.90
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	3,695	162.20	599,329.00
	ADECCO SA-REG	1,062	45.87	48,713.94
	HOLCIM LTD-REG	925	55.75	51,568.75
	NESTLE SA-REG	16,975	54.25	920,893.75
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	5,383	23.52	126,608.16
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	261	401.20	104,713.20
	LONZA GROUP AG-REG	361	49.63	17,916.43
	UBS AG-REG	17,811	12.90	229,761.90
	CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	2,812	53.35	150,020.20
	SWISS RE AG	1,975	53.10	104,872.50
	TRANSOCEAN LTD	2,007	44.03	88,368.21
	小計	79,076		3,720,666.74
	(邦貨換算)			(317,410,079)

ホンコンドル	HANG LUNG PROPERTIES LTD	45,000	28.10	1,264,500.00
	BANK OF EAST ASIA	34,100	29.75	1,014,475.00
	CLP HOLDINGS LTD	29,000	64.65	1,874,850.00
	CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	29,000	109.10	3,163,900.00
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	14,240	141.50	2,014,960.00
	LI & FUNG LTD	151,800	18.08	2,744,544.00
	HANG SENG BANK LTD	12,500	100.10	1,251,250.00
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	18,188	45.40	825,735.20
	POWER ASSETS HOLDINGS LIMITED	20,500	55.35	1,134,675.00
	WHARF HOLDINGS LTD	28,000	46.85	1,311,800.00
	HONG KONG & CHINA GAS	66,018	18.32	1,209,449.76
	HUTCHISON WHAMPOA LTD	35,000	76.20	2,667,000.00
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	61,500	21.35	1,313,025.00
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	20,000	113.80	2,276,000.00
	SWIRE PACIFIC LTD 'A'	17,000	86.00	1,462,000.00
	小計 (邦貨換算)	581,846		25,528,163.96 (258,600,300)
	シンガポールドル	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENG	92,000	3.00
DBS GROUP HOLDINGS LTD		33,627	13.68	460,017.36
CITY DEVELOPMENTS LTD		15,000	10.77	161,550.00
SINGAPORE EXCHANGE LTD		19,000	7.23	137,370.00
CAPITALAND LTD		51,000	2.90	147,900.00
SINGAPORE AIRLINES LTD		15,733	10.94	172,119.02
UNITED OVERSEAS BANK LTD		24,610	17.61	433,382.10
UOL GROUP LIMITED		14,200	4.74	67,308.00
SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD		58,250	3.70	215,525.00
SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS		154,956	3.10	480,363.60
SEMBCORP INDUSTRIES LTD		19,000	5.04	95,760.00
OVERSEA-CHINESE BANKING CORP		62,976	8.78	552,929.28
KEPPEL CORP LTD		27,400	10.92	299,208.00
小計 (邦貨換算)		587,752		3,499,432.36 (217,384,738)
スウェーデンクローナ	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	6,914	48.03	332,079.42
	SWEDBANK AB - A SHARES	5,288	106.50	563,172.00
	NORDEA BANK AB	14,569	60.95	887,980.55
	SECURITAS AB-B SHS	2,061	58.80	121,186.80
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	6,176	232.80	1,437,772.80
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	3,230	212.70	687,021.00
	ERICSSON LM-B SHS	18,318	64.10	1,174,183.80
	TELIASONERA AB	17,216	46.46	799,855.36
	HUSQVARNA AB-B SHS	1,895	37.22	70,531.90
	ELECTROLUX AB-SER B	2,022	139.20	281,462.40
	ATLAS COPCO AB-A SHS	6,344	164.90	1,046,125.60
	VOLVO AB-B SHS	11,761	93.20	1,096,125.20
	SANDVIK AB	10,502	101.30	1,063,852.60
	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	6,043	114.30	690,714.90
	小計	112,339		10,252,064.33

	(邦貨換算)			(120,461,755)
ノルウェークローネ	DNB ASA	4,243	67.90	288,099.70
	TELENOR ASA	3,653	97.65	356,715.45
	STATOIL ASA	5,785	155.80	901,303.00
	YARA INTERNATIONAL ASA	777	255.70	198,678.90
	SEADRILL LTD	1,575	224.30	353,272.50
	NORSK HYDRO ASA	3,061	30.53	93,452.33
	ORKLA ASA	4,687	45.15	211,618.05
	小計	23,781		2,403,139.93
	(邦貨換算)			(32,874,954)
ユーロ	BOUYGUES SA	2,987	24.52	73,241.24
	EADS NV	2,074	26.99	55,977.26
	ADIDAS AG	2,522	57.77	145,695.94
	ASSICURAZIONI GENERALI	8,150	12.14	98,941.00
	L'OREAL	1,355	84.73	114,809.15
	CHRISTIAN DIOR	305	112.95	34,449.75
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	1,233	125.05	154,186.65
	ABERTIS INFRASTRUCTURAS SA	2,501	13.04	32,613.04
	INTESA SANPAOLO	72,245	1.48	107,139.33
	REED ELSEVIER NV	2,647	9.05	23,955.35
	THALES SA	2,487	26.95	67,024.65
	CAP GEMINI	1,262	28.74	36,269.88
	CASINO GUICHARD PERRACHON	219	72.07	15,783.33
	KBC GROEP NV	2,563	17.04	43,686.33
	LAFARGE SA	925	31.58	29,216.12
	LAGARDERE S.C.A.	1,233	21.24	26,188.92
	MICHELIN (CGDE)-B	732	53.44	39,118.08
	DEUTSCHE POST AG-REG	6,990	13.02	91,009.80
	RENAULT SA	926	35.50	32,873.00
	MERCK KGAA	733	81.55	59,776.15
	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	3,385	49.25	166,711.25
	RWE AG	3,522	32.85	115,697.70
	SOLVAY SA	832	78.81	65,569.92
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	2,044	47.49	97,079.78
	VIVENDI	6,368	16.31	103,862.08
	SAP AG	7,079	48.42	342,800.57
	E.ON AG	14,817	16.36	242,480.20
	METRO AG	1,089	28.42	30,949.38
	UPM-KYMMENE OYJ	8,032	9.91	79,637.28
	BAYER AG	6,001	55.00	330,055.00
	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	1,914	47.55	91,020.27
	MEDIASET SPA	7,453	2.42	18,036.26
BASF SE	8,736	61.23	534,905.28	
BEIERSDORF AG	854	47.46	40,530.84	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	2,851	55.31	157,688.81	
FRANCE TELECOM SA	12,845	11.33	145,598.07	
SAMPO OYJ-A SHS	3,817	20.57	78,515.69	

ALLIANZ SE-REG	3,350	87.49	293,091.50
KONINKLIJKE AHOLD NV	6,699	10.67	71,478.33
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	2,540	10.52	26,733.50
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	1,556	107.00	166,492.00
DASSAULT SYSTEMES SA	400	62.00	24,800.00
AKZO NOBEL	1,989	40.29	80,136.81
VOLKSWAGEN AG	781	127.65	99,694.65
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA PPR	22,561	7.12	160,724.56
DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	476	123.30	58,690.80
ACCIONA SA	6,835	46.96	320,971.60
THYSSENKRUPP AG	250	62.58	15,645.00
CARREFOUR SA	7,937	21.07	167,232.59
GAS NATURAL SDG SA	3,476	17.36	60,343.36
REPSOL YPF SA	1,430	13.10	18,733.00
WOLTERS KLUWER	3,919	20.94	82,063.86
SANOFI	1,428	13.67	19,527.90
BANCO SANTANDER SA	6,557	56.55	370,798.35
SIEMENS AG-REG	41,376	6.42	265,716.67
TELEFONICA SA	7,151	74.00	529,174.00
FIAT SPA	20,812	13.09	272,429.08
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	5,060	4.61	23,367.08
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	8,274	32.99	273,000.63
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	3,117	70.02	218,252.34
ACCOR SA	22,024	8.94	196,938.60
NOKIA OYJ	1,027	25.31	25,998.50
AEGON NV	27,970	3.84	107,516.68
ASML HOLDING NV	9,939	3.75	37,301.06
KONINKLIJKE KPN NV	2,170	34.54	74,951.80
STMICROELECTRONICS NV	6,038	7.89	47,694.16
SOCIETE GENERALE	4,145	5.12	21,255.56
PHILIPS ELECTRONICS NV	4,750	21.90	104,025.00
SODEXO	5,951	15.44	91,913.19
AXA SA	496	57.50	28,520.00
PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PFD	10,740	12.17	130,705.80
PEUGEOT SA	641	46.86	30,040.46
INDITEX	796	15.11	12,031.54
ENEL SPA	1,423	68.12	96,934.76
ENI SPA	37,120	3.30	122,792.96
ING GROEP NV-CVA	15,675	17.38	272,431.50
BNP PARIBAS	18,911	6.56	124,150.71
COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	6,072	33.51	203,503.08
TELECOM ITALIA SPA	4,230	35.19	148,853.70
HEINEKEN NV	81,455	0.80	65,245.45
BELGACOM SA	1,172	36.55	42,842.46
ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	1,754	23.49	41,210.23
ARCELORMITTAL	1,667	23.40	39,007.80
GDF SUEZ	5,892	16.72	98,514.24
	6,937	19.40	134,577.80

	EDF	1,419	18.61	26,407.59
	UNILEVER NV-CVA	7,325	25.64	187,813.00
	TOTAL SA	11,845	41.10	486,829.50
	DANONE	3,402	48.99	166,680.99
	AIR LIQUIDE SA	1,395	98.12	136,877.40
	IBERDROLA SA	20,198	4.68	94,668.02
	TNT EXPRESS NV - W/I	4,328	6.11	26,452.73
	INTERNATIONAL CONSOLIDATED A	12,318	2.06	25,448.98
	FIAT INDUSTRIAL	5,060	7.67	38,810.20
	UNICREDIT SPA	20,660	4.07	84,127.52
	EDENRED	2,075	18.87	39,155.25
	小計 (邦貨換算)	732,722		11,154,419.18 (1,149,239,808)
	合計 (邦貨換算)	4,779,805		(7,445,920,038)

## b. 株式以外の有価証券

(平成24年2月15日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
USドル	投資証券	PLUM CREEK TIMBER CO	8,829	348,480.63	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	3,592	487,721.76	
		AMERICAN TOWER CORP	2,032	130,820.16	
		小計 (邦貨換算)	14,453	967,022.55 (75,940,280)	
オーストラリアドル	投資証券	WESTFIELD GROUP	10,578	88,537.86	
		WESTFIELD RETAIL TRUST	9,584	22,522.40	
		小計 (邦貨換算)	20,162	111,060.26 (9,316,845)	
イギリスポンド	投資証券	BRITISH LAND CO PLC (邦貨換算)	13,710	67,165.29 (8,274,092)	
		合計 (邦貨換算)	48,325	(93,531,217)	

(注) 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
USドル	株式 219 銘柄	50.11%	50.75%
	投資証券 3 銘柄	0.99%	1.01%
カナダドル	株式 20 銘柄	5.53%	5.60%
オーストラリアドル	株式 16 銘柄	3.92%	3.97%
	投資証券 2 銘柄	0.12%	0.12%
イギリスポンド	株式 46 銘柄	10.51%	10.64%
	投資証券 1 銘柄	0.11%	0.11%
スイスフラン	株式 17 銘柄	4.16%	4.21%
ホンコンドル	株式 15 銘柄	3.39%	3.43%
シンガポールドル	株式 13 銘柄	2.85%	2.88%
スウェーデンクローナ	株式 14 銘柄	1.58%	1.60%

ノルウェークローネ	株式	7 銘柄	0.43%	0.44%
ユーロ	株式	96 銘柄	15.05%	15.24%

(注)「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[前へ](#) [次へ](#)



## 外国債券マザーファンド

## 有価証券明細表

## a. 株式

該当事項はありません。

## b. 株式以外の有価証券

（平成24年2月15日現在）

通貨	種類	銘柄	額面総額	評価額	クーポン	償還日	備考
USドル	国債証券	US TREASURY N/B	2,400,000	2,522,343.74	2.38	H26.8.31	
		US TREASURY N/B	500,000	559,335.93	4.13	H27.5.15	
		US TREASURY N/B	1,800,000	1,856,320.31	1.38	H27.11.30	
		US TREASURY N/B	600,000	692,765.62	4.50	H28.2.15	
		US TREASURY N/B	400,000	511,437.50	7.25	H28.5.15	
		US TREASURY N/B	1,600,000	1,783,374.99	3.13	H29.4.30	
		US TREASURY N/B	900,000	1,026,421.87	3.50	H30.2.15	
		US TREASURY N/B	1,000,000	1,158,750.00	3.63	H32.2.15	
		US TREASURY N/B	2,200,000	2,369,296.87	2.63	H32.11.15	
		US TREASURY N/B	100,000	142,734.37	6.25	H35.8.15	
		US TREASURY N/B	800,000	1,112,875.00	5.50	H40.8.15	
		US TREASURY N/B	400,000	525,250.00	4.63	H52.2.15	
			小計 （邦貨換算）	12,700,000	14,260,906.20 (1,119,908,963)		
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T	400,000	444,140.00	4.00	H28.6.1	
		CANADA-GOV'T	400,000	633,144.00	8.00	H35.6.1	
		小計 （邦貨換算）	800,000	1,077,284.00 (84,620,658)			
オーストラリアドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT.	300,000	324,369.30	6.25	H27.4.15	
		AUSTRALIAN GOVT.	200,000	208,101.80	4.50	H32.4.15	
		小計 （邦貨換算）	500,000	532,471.10 (44,669,000)			
イギリスポンド	国債証券	TREASURY	100,000	127,940.00	8.00	H27.12.7	
		TREASURY	500,000	757,000.00	8.00	H33.6.7	
		TREASURY	500,000	716,500.00	6.00	H40.12.7	
		TREASURY	300,000	354,060.00	4.25	H48.3.7	
		小計 （邦貨換算）	1,400,000	1,955,500.00 (240,898,045)			
シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T	300,000	323,629.20	3.63	H26.7.1	
		SINGAPORE GOV'T	200,000	228,910.80	3.25	H32.9.1	
		小計 （邦貨換算）	500,000	552,540.00 (34,323,784)			
スウェーデン クローナ	国債証券	SWEDEN GOVT	1,000,000	1,114,100.00	4.50	H27.8.12	
		SWEDISH GOVERNMENT	5,300,000	6,689,925.00	5.00	H32.12.1	
		小計 （邦貨換算）	6,300,000	7,804,025.00 (91,697,293)			
ノルウェークローネ	国債証券	NORWEGIAN GOV'T	400,000	441,040.00	5.00	H27.5.15	

		NORWEGIAN GOV'T	400,000	458,980.00	4.50	H31.5.22
		小計 (邦貨換算)	800,000	900,020.00 (12,312,273)		
メキシコペソ	国債証券	MEXICAN BONOS	1,000,000	1,035,226.00	6.00	H27.6.18
		MEXICAN BONOS	2,000,000	2,269,912.00	8.00	H32.6.11
		小計 (邦貨換算)	3,000,000	3,305,138.00 (20,260,495)		
ズロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND (邦貨換算)	1,100,000	1,149,500.00 (28,358,165)	6.25	H27.10.24
ユーロ	国債証券	DEUTSCHLAND REP	200,000	218,720.00	4.25	H26.7.4
		DEUTSCHLAND REP	200,000	218,510.00	3.25	H27.7.4
		DEUTSCHLAND REP	500,000	582,075.00	4.00	H30.1.4
		DEUTSCHLAND REP	700,000	810,915.00	3.75	H31.1.4
		DEUTSCHLAND REP	100,000	142,575.00	6.25	H36.1.4
		DEUTSCHLAND REP	200,000	288,160.00	4.75	H52.7.4
		BTPS	500,000	511,045.00	4.75	H25.2.1
		BTPS	200,000	204,380.00	4.25	H26.8.1
		BTPS	300,000	297,660.00	3.75	H28.4.15
		BTPS	600,000	539,880.00	3.75	H33.3.1
		BTPS	700,000	703,080.00	6.00	H43.5.1
		BTPS	200,000	156,000.00	4.00	H49.2.1
		BTPS	100,000	87,950.00	5.00	H52.9.1
		FRANCE O.A.T.	700,000	801,780.00	5.00	H28.10.25
		FRANCE O.A.T.	300,000	335,145.00	4.25	H31.4.25
		FRANCE O.A.T.	600,000	899,880.00	8.50	H35.4.25
		FRANCE O.A.T.	100,000	117,870.00	4.75	H47.4.25
		NETHERLANDS GOVT	1,100,000	1,255,100.00	4.00	H31.7.15
		SPANISH GOV'T	400,000	412,040.00	4.25	H26.1.31
		SPANISH GOV'T	400,000	394,080.00	3.25	H28.4.30
		SPANISH GOV'T	400,000	401,640.00	4.60	H31.7.30
		SPANISH GOV'T	200,000	170,340.00	4.90	H52.7.30
		BELGIAN 0314	100,000	105,290.00	4.00	H26.3.28
		BELGIAN 0315	900,000	962,325.00	4.00	H31.3.28
		小計 (邦貨換算)	9,700,000	10,616,440.00 (1,093,811,813)		
		合計 (邦貨換算)		(2,770,860,489)		

## 有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
USドル	国債証券 12 銘柄	39.54%	40.43%
カナダドル	国債証券 2 銘柄	2.99%	3.05%
オーストラリアドル	国債証券 2 銘柄	1.58%	1.61%
イギリスポンド	国債証券 4 銘柄	8.51%	8.69%
シンガポールドル	国債証券 2 銘柄	1.21%	1.24%
スウェーデンクローナ	国債証券 2 銘柄	3.24%	3.31%
ノルウェークローネ	国債証券 2 銘柄	0.43%	0.44%

メキシコペソ	国債証券	2 銘柄	0.72%	0.73%
ズロチ	国債証券	1 銘柄	1.00%	1.02%
ユーロ	国債証券	24 銘柄	38.62%	39.48%

(注)「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

[前へ](#)

## 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】 平成24年2月29日

### 青のライフキャンパス・ファンド(標準型)

資産総額	3,466,261,602円
負債総額	1,830,661円
純資産総額( - )	3,464,430,941円
発行済数量	4,356,901,061口
1単位当たり純資産額( / )	0.7952円

### 赤のライフキャンパス・ファンド(積極型)

資産総額	3,087,548,234円
負債総額	1,917,799円
純資産総額( - )	3,085,630,435円
発行済数量	4,302,411,402口
1単位当たり純資産額( / )	0.7172円

### (参考)国内株式マザーファンド

資産総額	9,669,178,422円
負債総額	75,332,798円
純資産総額( - )	9,593,845,624円
発行済数量	20,667,372,231口
1単位当たり純資産額( / )	0.4642円

### (参考)国内債券マザーファンド

資産総額	19,986,823,295円
負債総額	886,127,080円
純資産総額( - )	19,100,696,215円
発行済数量	15,261,243,945口
1単位当たり純資産額( / )	1.2516円

### (参考)外国株式マザーファンド

資産総額	7,957,549,317円
負債総額	-円
純資産総額( - )	7,957,549,317円
発行済数量	9,399,890,362口
1単位当たり純資産額( / )	0.8466円

### (参考)外国債券マザーファンド

資産総額	2,934,922,688円
負債総額	-円
純資産総額( - )	2,934,922,688円

発行済数量	1,642,275,895口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.7871円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換についての手続、取扱場所等  
ありません。

2. 受益者に対する特典  
ありません。

3. 受益権の譲渡  
譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### （1）資本金の額

平成24年2月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

##### （2）会社の機構

###### 経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資信託運用の意思決定と運用の流れ

###### a．基本運用方針、月次運用計画の決定

- ・投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が審議・決定されます。

###### b．運用の実行

- ・月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

###### c．運用のチェック等

- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- ・法務・コンプライアンス部において、コンプライアンス・チェック（法令や忠実義務に照らして適正な運用がなされているかどうかのチェック）が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は平成23年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成24年2月末日現在、137本であり、その純資産総額の合計は1,240,480百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産額
追加型株式投資信託	124本	1,178,578百万円
単位型株式投資信託	4本	24,157百万円
追加型公社債投資信託	1本	19,891百万円
単位型公社債投資信託	8本	17,854百万円
合計	137本	1,240,480百万円



### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。  
なお、財務諸表等規則は平成22年9月30日付の内閣府令第45号により改正されておりますが、第30期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しており、第31期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。  
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、第30期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第31期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。  
また、第32期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## （１）【貸借対照表】

区分	注記 番号	第30期 （平成22年3月31日現在）			第31期 （平成23年3月31日現在）		
		内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）
（資産の部）							
流動資産							
1. 預金			5,562,429		5,702,490		
2. 前払費用			66,485		64,158		
3. 未収入金	1		86,135		1,771		
4. 未収委託者報酬			986,984		822,206		
5. 未収運用受託報酬			875,927		593,956		
6. 繰延税金資産			172,028		128,819		
7. その他			294		54		
流動資産計			7,750,286	89.1	7,313,456		81.9
固定資産							
1. 有形固定資産			155,808		117,801		
（1）建物	2	78,985			67,878		
（2）器具備品	2	75,925			49,026		
（3）その他		897			897		
2. 無形固定資産			101,154		104,006		
（1）電話加入権		2,862			2,862		
（2）ソフトウェア		97,865			99,689		
（3）ソフトウェア仮勘定		426			1,454		
3. 投資その他の資産			687,752		1,389,889		
（1）投資有価証券		62,300			720,221		
（2）関係会社株式		319,502			319,502		
（3）長期差入保証金	1	164,953			158,597		
（4）繰延税金資産		138,998			190,156		
（5）その他		1,998			1,411		
固定資産計			944,714	10.9	1,611,698		18.1
資産合計			8,695,001	100.0	8,925,154		100.0

区分	注記 番号	第30期 (平成22年3月31日現在)			第31期 (平成23年3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
<b>流動負債</b>							
1. 預り金			20		284		
2. 未払金			447,618		525,021		
(1) 未払収益分配金		847			789		
(2) 未払償還金		14,964			9,304		
(3) 未払手数料		383,377			283,852		
(4) その他未払金	1	48,428			231,075		
3. 未払費用			773,621		498,064		
4. 未払法人税等			6,079		55,292		
5. 未払消費税等			277		59,362		
6. 賞与引当金			217,219		199,021		
7. 役員賞与引当金			34,500		2,700		
流動負債計			1,479,336	17.0	1,339,746	15.0	
<b>固定負債</b>							
1. 退職給付引当金			315,385		367,274		
2. 役員退職慰労引当金			5,229		14,250		
固定負債計			320,614	3.7	381,524	4.3	
負債合計			1,799,951	20.7	1,721,270	19.3	

区分	注記 番号	第30期 (平成22年3月31日現在)			第31期 (平成23年3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金			1,100,000	12.6		1,100,000	12.3
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		277,667			277,667		
資本剰余金合計			277,667	3.2		277,667	3.1
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		175,000			175,000		
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		3,137,790			3,137,790		
繰越利益剰余金		2,204,592			2,553,447		
利益剰余金合計			5,517,382	63.5		5,866,237	65.7
株主資本合計			6,895,050	79.3		7,243,905	81.1
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			-	0.0		40,021	0.4
評価・換算差額等合計			-	0.0		40,021	0.4
純資産合計			6,895,050	79.3		7,203,883	80.7
負債純資産合計			8,695,001	100.0		8,925,154	100.0

## （２）【損益計算書】

区分	注記 番号	第30期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)			第31期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
1. 委託者報酬			4,007,860			5,718,504	
2. 運用受託報酬			1,879,487			3,193,133	
3. 投資助言報酬			3,000			1,000	
4. その他営業収益			5,000			-	
営業収益計			5,895,348	100.0		8,912,637	100.0
営業費用							
1. 支払手数料			1,598,776			2,568,280	
2. 広告宣伝費			49,508			42,895	
3. 公告費			1,860			-	
4. 調査費			1,539,888			2,760,595	
(1) 調査費		21,584				27,093	
(2) 委託調査費		1,104,265				2,299,896	
(3) 情報機器関連費		411,652				431,197	
(4) 図書費		2,386				2,407	
5. 委託計算費			240,183			169,489	
6. 営業雑経費			134,848			154,850	
(1) 通信費		11,250				11,498	
(2) 印刷費		76,214				94,041	
(3) 協会費		6,951				8,776	
(4) 諸会費		2,620				2,669	
(5) 紹介手数料		37,811				37,864	
営業費用計			3,565,065	60.5		5,696,112	63.9
一般管理費							
1. 給料			1,634,555			1,606,305	
(1) 役員報酬		56,704				64,551	
(2) 給料・手当		1,498,266				1,460,271	
(3) 賞与		79,585				81,482	
2. 法定福利費			194,388			199,359	
3. 退職金			18,593			1,911	
4. 福利厚生費			3,720			4,367	
5. 交際費			2,204			2,582	
6. 旅費交通費			23,958			32,843	
7. 事務委託費			77,378			93,175	
8. 租税公課			15,926			20,151	
9. 不動産賃借料			173,814			173,594	
10. 退職給付費用			81,404			78,986	
11. 役員退職慰労金			-			354	
12. 役員退職慰労引当金 繰入			4,166			11,500	
13. 賞与引当金繰入			217,219			199,021	
14. 役員賞与引当金繰入			34,500			2,700	

区分	注記 番号	第30期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)			第31期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
15. 固定資産減価償却費			81,588			74,634	
16. 諸経費			98,412			108,901	
一般管理費計			2,661,833	45.2		2,610,390	29.3
営業利益または営業損失 ( )			331,549	5.6		606,135	6.8
営業外収益							
1. 受取配当金			710			820	
2. 受取利息			6,138			1,564	
3. 時効成立分配金・償還 金			378			5,230	
4. 還付加算金			11,879			-	
5. その他			23			989	
営業外収益計			19,129	0.3		8,604	0.1
営業外費用							
1. 為替差損			6,061			1,741	
2. 事務過誤損失			4,839			3,529	
3. 時効成立後支払分配金 ・償還金			1,621			-	
4. その他			122			393	
営業外費用計			12,645	0.2		5,664	0.1
経常利益または経常損失 ( )			325,065	5.5		609,075	6.8
特別利益							
1. 固定資産売却益	1		56			6	
2. 投資有価証券売却益			-			250	
特別利益計			56	0.0		256	0.0
特別損失							
1. 固定資産除却損	2		11,077			2,559	
2. 投資有価証券売却損			28			681	
3. 資産除去債務会計基準 の適用に伴う影響額			-			5,018	
特別損失計			11,105	0.2		8,258	0.1
税引前当期純利益ま たは税引前当期純損 失 ( )			336,115	5.7		601,073	6.7
法人税、住民税及び 事業税			81,848			232,710	
法人税等調整額			42,043			19,507	
当期純利益または当 期純損失 ( )			212,222	3.6		348,855	3.9

## （ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

株主資本		第30期事業年度 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日	第31期事業年度 自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日
資本金	前事業年度末残高	1,100,000	1,100,000
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	1,100,000	1,100,000
資本剰余金			
資本準備金	前事業年度末残高	277,667	277,667
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	277,667	277,667
利益剰余金			
利益準備金	前事業年度末残高	175,000	175,000
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	175,000	175,000
その他利益剰余金			
別途積立金	前事業年度末残高	3,137,790	3,137,790
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	3,137,790	3,137,790
繰越利益剰余金	前事業年度末残高	2,452,537	2,204,592
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	35,722	-
	当期純利益または当期純損失（ ）	212,222	348,855
	当事業年度変動額合計	247,945	348,855
当事業年度末残高	2,204,592	2,553,447	
株主資本合計	前事業年度末残高	7,142,995	6,895,050
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	35,722	-
	当期純利益または当期純損失（ ）	212,222	348,855
	当事業年度変動額合計	247,945	348,855
当事業年度末残高	6,895,050	7,243,905	
評価・換算差額等			
<sub>1</sub> 其他有価証券評価差額金	前事業年度末残高	24	-
	当事業年度変動額		
	株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	24	40,021
	当事業年度変動額合計	24	40,021
当事業年度末残高	-	40,021	
純資産合計	前事業年度末残高	7,142,971	6,895,050
	当事業年度変動額		

剰余金の配当	35,722	-
当期純利益または当期純損失（ ）	212,222	348,855
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	24	40,021
当事業年度変動額合計	247,920	308,833
当事業年度末残高	6,895,050	7,203,883

## 重要な会計方針

	第30期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 子会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 8～18年 器具備品 3～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3．引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>



	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末における必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5) 役員賞与引当金 同左</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同左</p>

## 会計処理方法の変更

第30期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第31期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年 3月 31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年 3月31日）を適用しております。これによる損益の影響は軽微であります。</p>

## 表示方法の変更

第30期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第31期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>(損益計算書関係) 時効成立後支払分配金・償還金は、営業外費用の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の営業外費用のその他に含まれる時効成立後支払分配金・償還金の金額は162千円です。</p>	

## 注記事項

(貸借対照表関係)

第30期 (平成22年 3月31日現在)	第31期 (平成23年 3月31日現在)

<p>1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。</p> <p>流動資産</p> <p>未収入金 85,156千円</p> <p>投資その他の資産</p> <p>長期差入保証金 164,903千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 55,466千円</p> <p>器具備品 179,326千円</p>	<p>1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。</p> <p>投資その他の資産</p> <p>長期差入保証金 158,547千円</p> <p>流動負債</p> <p>その他未払金 187,782千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 66,573千円</p> <p>器具備品 204,763千円</p>
---	--

## (損益計算書関係)

第30期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第31期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 56千円</p> <p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 175千円</p> <p>ソフトウェア 6,983千円</p> <p>ソフトウェア仮勘定 3,918千円</p>	<p>1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 6千円</p> <p>2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <p>器具備品 877千円</p> <p>ソフトウェア 1,682千円</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

第30期事業年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月15日 定時株主総会	普通株式	35,722	33	平成21年3月31日	平成21年6月16日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

第31期事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174,282	161	平成23年3月31日	平成23年6月15日

### (金融商品関係)

第30期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

#### (追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係維持を目的として保有している非上場株式および子会社株式であり、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

長期差入保証金については、本社ビルの賃貸借契約に係る同居覚書に基づき、親会社へ差入れたものです。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,562,429	5,562,429	-
(2) 未収入金	86,135	86,135	-
(3) 未収委託者報酬	986,984	986,984	-
(4) 未収運用受託報酬	875,927	875,927	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	100	100	-
資産計	7,511,577	7,511,577	-

(1) 未払金			
未払収益分配金	(847)	(847)	-
未払償還金	(14,964)	(14,964)	-
未払手数料	(383,377)	(383,377)	-
その他未払金	(48,428)	(48,428)	-
(2) 未払費用	(773,621)	(773,621)	-
負債計	(1,221,239)	(1,221,239)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

#### 資産

##### (1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 未収入金並びに未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券の当会計年度中の売却額は71,450円であり、売却損の合計額は28,550円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
取得価額が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) その他の証券	100	100	-
	小計	100	100	-
合計		100	100	-

(\*) 当会計年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

#### 負債

##### (1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	319,502
長期差入保証金	164,953
合計	546,655

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超

預金	5,562,429	-	-
未収入金	86,135	-	-
未収委託者報酬	986,984	-	-
未収運用受託報酬	875,927	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち	-	100	-
満期があるもの(その他)			
合計	7,511,477	100	-

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券は、主に非上場株式、子会社株式および投資信託であります。非上場株式および子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は投資手法の開発等を目的に当社が設定する投資信託を取得しているものです。

長期差入保証金については、本社ビルの賃貸借契約に係る同居覚書に基づき、親会社へ差入れたものです。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,702,490	5,702,490	-
(2) 未収委託者報酬	822,206	822,206	-
(3) 未収運用受託報酬	593,956	593,956	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	658,021	658,021	-
資産計	7,776,674	7,776,674	-
(1) 未払金			
未払収益分配金	(789)	(789)	-
未払償還金	(9,304)	(9,304)	-
未払手数料	(283,852)	(283,852)	-
その他未払金	(231,075)	(231,075)	-
(2) 未払費用	(498,064)	(498,064)	-
負債計	(1,023,086)	(1,023,086)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 資 産

## (1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券の当会計年度中の売却額は14,384千円であり、売却益の合計額は250千円、売却損の合計額は681千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
取得原価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) その他の証券	100	100	0
	小計	100	100	0
取得原価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) その他の証券	725,400	657,921	67,478
	小計	725,400	657,921	67,478
合計		725,500	658,021	67,478

(\*) 当会計年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

## 負 債

## (1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	319,502
長期差入保証金	158,597
合計	540,299

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

## (注3) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超

預金	5,702,490	-	-
未収委託者報酬	822,206	-	-
未収運用受託報酬	593,956	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	-	100	-
合計	7,118,653	100	-

## (有価証券関係)

第30期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

金融商品関係に記載しているため注記を省略しております。

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

金融商品関係に記載しているため注記を省略しております。

## (退職給付関係)

第30期 (平成22年3月31日現在)	第31期 (平成23年3月31日現在)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。</p> <p>2. 退職給付債務及びその内訳 (1) 退職給付債務 315,385千円 (2) 退職給付引当金 315,385千円</p> <p>(注) 当社は、対象人員が300名未満と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。</p> <p>3. 退職給付費用の内訳 勤務費用 69,901千円 確定拠出年金への掛金支払額 <u>11,502千円</u> 退職給付費用 81,404千円</p> <p>4. 退職給付債務の計算基礎 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務及びその内訳 (1) 退職給付債務 367,274千円 (2) 退職給付引当金 367,274千円</p> <p>(注) 同左</p> <p>3. 退職給付費用の内訳 勤務費用 66,556千円 確定拠出年金への掛金支払額 <u>12,430千円</u> 退職給付費用 78,986千円</p> <p>4. 退職給付債務の計算基礎 同左</p>

## (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第30期（平成22年3月31日現在）	第31期（平成23年3月31日現在）
	（単位：千円）	（単位：千円）
繰延税金資産		
（流動）		
賞与引当金	88,386	80,981
未払事業税	2,685	13,006
未払社会保険料	11,333	10,769
貯蔵品	2,071	1,919
繰越欠損金	58,703	10,322

その他	8,848	11,819
小計	172,028	128,819
(固定)		
退職給付引当金	130,458	155,242
子会社株式評価損	1,304	1,304
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	111,796	111,796
減価償却超過額否認	8,540	7,457
その他有価証券評価差額金	-	27,457
その他	-	2,586
小計	252,099	305,843
評価性引当額	113,100	115,686
繰延税金資産計	311,027	318,976

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第30期(平成22年3月31日現在)		第31期(平成23年3月31日現在)	
法定実効税率	40.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人 税等の負担率との間の差異が法定実効税 率の100分の5以下であるため注記を省略 しております。	
交際費等永久に損金に算入 されない項目	3.15%		
その他	0.68%		
税効果会計適用後の法人税率 の負担率	36.86%		

### (資産除去債務関係)

第30期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

第31期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

記載すべき重要な事項はありません。

### (セグメント情報等)

第30期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

〔セグメント情報〕

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第31期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

〔セグメント情報〕

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

#### 1. 製品およびサービスに関する情報

当社の製品およびサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品およびサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 2. 地域に関する情報

##### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益



の記載を省略しております。

## (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客に関する情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

### (追加情報)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

### (関連当事者との取引)

第30期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

#### 1. 関連当事者との取引

##### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の 兼任	賃借契約に係る敷金の差入(*1)	-	長期 差入 保証金	164,903

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

#### 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

##### (1) 親会社情報

株式会社 T & D ホールディングス(東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場)

第31期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

#### 1. 関連当事者との取引

##### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の 兼任	賃借契約に係る敷金の差入(*1)	-	長期 差入 保証金	158,547

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

株式会社 T &amp; D ホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

## (1株当たり情報)

第30期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	6,369.56円	1株当たり純資産額	6,654.85円
1株当たり当期純損失金額	196.04円	1株当たり当期純利益金額	322.26円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎		1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
当期純損失（千円）	212,222	当期純利益（千円）	348,855
普通株主に帰属しない金額 （千円）	-	普通株主に帰属しない金額 （千円）	-
普通株式に係る当期純損失 （千円）	212,222	普通株式に係る当期純利益 （千円）	348,855
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

## (重要な後発事象)

第30期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	第32期中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1. 預金			5,066,576
2. 前払費用			88,442
3. 未収入金			54,157
4. 未収委託者報酬			820,018
5. 未収運用受託報酬			517,536
6. 繰延税金資産			79,369
7. その他			57
流動資産計			6,626,158
固定資産			
1. 有形固定資産	1		107,015
(1) 建物		63,116	
(2) 器具備品		43,001	
(3) その他		897	
2. 無形固定資産			91,238
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		85,731	
(3) ソフトウェア仮勘定		2,643	
3. 投資その他の資産			1,417,008
(1) 投資有価証券		756,518	
(2) 関係会社株式		318,844	
(3) 長期差入保証金		144,453	
(4) 繰延税金資産		196,823	
(5) その他		369	
固定資産計			1,615,262
資産合計			8,241,420

区分	注記 番号	第32期中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			19,563
2. 未払金			334,883
(1) 未払収益分配金		789	
(2) 未払償還金		5,658	
(3) 未払手数料		287,225	
(4) その他未払金		41,209	
3. 未払費用			389,003
4. 未払法人税等			5,939

5. 未払消費税等	2		6,715
6. 賞与引当金			88,273
7. 役員賞与引当金			1,000
流動負債計			845,379
固定負債			
1. 退職給付引当金			368,649
2. 役員退職慰労引当金			7,725
固定負債計			376,374
負債合計			1,221,754
(純資産の部)			
株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			5,695,491
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,382,700	
株主資本合計			7,073,159
評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			53,493
評価・換算差額等合計			53,493
純資産合計			7,019,665
負債純資産合計			8,241,420

## (2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	第32期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1. 委託者報酬			2,142,517
2. 運用受託報酬			1,025,279
営業収益計			3,167,796
営業費用			
1. 支払手数料			888,420
2. 広告宣伝費			38,395
3. 調査費			864,626
(1) 調査費		11,767	
(2) 委託調査費		639,448	
(3) 情報機器関連費		212,406	
(4) 図書費		1,003	
4. 委託計算費			81,111
5. 営業雑経費			61,966
(1) 通信費		5,471	

(2) 印刷費		35,686	
(3) 協会費		6,099	
(4) 諸会費		1,616	
(5) 紹介手数料		13,093	
営業費用計			1,934,520
一般管理費			
1. 給料			765,292
(1) 役員報酬		32,706	
(2) 給料・手当		716,054	
(3) 賞与		16,531	
2. 法定福利費			93,309
3. 退職金			8,767
4. 福利厚生費			2,433
5. 交際費			1,115
6. 旅費交通費			14,471
7. 事務委託費			41,608
8. 租税公課			8,268
9. 不動産賃借料			83,290
10. 退職給付費用			38,727
11. 役員退職慰労引当金繰入			2,475
12. 賞与引当金繰入			88,273
13. 役員賞与引当金繰入			1,000
14. 固定資産減価償却費	1		30,859
15. 諸経費			45,548
一般管理費計			1,225,442
営業利益			7,834

第32期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)			
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1. 受取配当金			738
2. 受取利息			468
3. 時効成立償還金			3,608
4. その他			6
営業外収益計			4,821
営業外費用			
1. 為替差損			550
2. その他			2,272
営業外費用計			2,823
経常利益			9,832
特別利益			
1. 投資有価証券売却益			9,482
特別利益計			9,482
特別損失			
1. 固定資産除却損	2		2,664

2. 投資有価証券売却損			11,265
3. 子会社株式評価損 特別損失計			657
			14,587
税引前中間純利益			4,726
法人税、住民税及び事業税			50,835
法人税等調整額			52,025
中間純利益			3,535

**(3) 中間株主資本等変動計算書**

第32期中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

株主資本		金額 (千円)
資本金	当事業年度期首残高	1,100,000
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	1,100,000
資本剰余金		
資本準備金	当事業年度期首残高	277,667
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	277,667
資本剰余金合計	当事業年度期首残高	277,667
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	277,667
利益剰余金		
利益準備金	当事業年度期首残高	175,000
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	175,000
その他利益剰余金		
別途積立金	当事業年度期首残高	3,137,790
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	3,137,790
繰越利益剰余金	当事業年度期首残高	2,553,447
	当中間会計期間変動額	
	剰余金の配当	174,282
	中間純利益	3,535
	当中間会計期間変動額合計	170,746
当中間会計期間末残高	2,382,700	
利益剰余金合計	当事業年度期首残高	5,866,237
	当中間会計期間変動額	170,746
	当中間会計期間末残高	5,695,491
株主資本合計	当事業年度期首残高	7,243,905
	当中間会計期間変動額	170,746
	当中間会計期間末残高	7,073,159
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当事業年度期首残高	40,021
	当中間会計期間変動額(純額)	13,471

	当中間会計期間末残高	53,493
評価・換算差額等合計	当事業年度期首残高	40,021
	当中間会計期間変動額	13,471
	当中間会計期間末残高	53,493
純資産合計	当事業年度期首残高	7,203,883
	当中間会計期間変動額	184,218
	当中間会計期間末残高	7,019,665

## 重要な会計方針

	第32期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)				
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。          其他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)          時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>				
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。          なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>建物</td> <td>8～18年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	建物	8～18年	器具備品	3～15年
建物	8～18年				
器具備品	3～15年				
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。          なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当中間会計期末における必要額を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>				
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>				

## 会計方針の変更

該当事項はありません。

（追加情報）

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当中間会計期間の期首以降に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 注記事項

（中間貸借対照表関係）

第32期中間会計期間末 （平成23年9月30日現在）	
1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
	建物 71,334千円
	器具備品 216,586千円
2	消費税等の取扱い
	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

第32期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）	
1	固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。
	有形固定資産 16,583千円
	無形固定資産 14,275千円
2	固定資産除却損の内訳は次の通りであります。
	ソフトウェア 2,664千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第32期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月14日 定時株主総会	普通株式	174,282	161	平成23年3月31日	平成23年6月15日



- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,066,576	5,066,576	-
(2) 未収委託者報酬	820,018	820,018	-
(3) 未収運用受託報酬	517,536	517,536	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	694,318	694,318	-
資産計	7,098,449	7,098,449	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(789)	(789)	-
未払償還金	(5,658)	(5,658)	-
未払手数料	(287,225)	(287,225)	-
その他未払金	(41,209)	(41,209)	-
(2) 未払費用	(389,003)	(389,003)	-
負債計	(723,887)	(723,887)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、中間貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	52,364	49,398	2,965
	小計	52,364	49,398	2,965
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	641,954	735,112	93,158
	小計	641,954	735,112	93,158
合計		694,318	784,511	90,192

負 債

(1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	318,844
長期差入保証金	144,453
合計	525,497

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（有価証券関係）

第32期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

（金融商品関係）に記載しているため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

第32期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品およびサービスに関する情報

当社の製品およびサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品およびサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（1株当たり情報）

第32期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）	
1株当たり純資産額	6,484円67銭
1株当たり中間純利益金額	3円26銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

中間純利益(千円)	3,535
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	3,535
期中平均株式数(千株)	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うに当たり、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

##### 出資の状況

委託会社は、運用業務の拡張を目的として下記の会社に出資を行っています。

T&D Asset Management (U.S.A.) Inc.（出資比率 100%）

（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント（ユー・エス・エー）インク）

T&D Asset Management Cayman Inc.（出資比率 100%）

（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント ケイマン インク）

##### 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 324,279百万円（平成23年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 信託事務の一部委託先 >

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 10,000百万円（平成23年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) (平成23年9月末日現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000	
PWM日本証券株式会社	3,000	
大同生命保険株式会社	110,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 信託財産の保管・管理・計算
- b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 受益権の募集・販売の取扱い
- b. 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d. 目論見書、運用報告書の交付等

## 3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成24年2月末日現在、該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

当計算期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成23年5月13日	有価証券届出書
平成23年5月13日	有価証券報告書
平成23年11月15日	半期報告書
平成23年11月15日	有価証券届出書の訂正届出書

## 独立監査人の監査報告書

平成24年4月16日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている青のライフキャンバス・ファンド（標準型）の平成23年2月16日から平成24年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、青のライフキャンバス・ファンド（標準型）の平成24年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年4月16日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）の平成23年2月16日から平成24年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）の平成24年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)



## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月3日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(中間\)へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月2日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行なった。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年4月15日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている青のライフキャンバス・ファンド（標準型）の平成22年2月16日から平成23年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、青のライフキャンバス・ファンド（標準型）の平成23年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年4月15日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）の平成22年2月16日から平成23年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、赤のライフキャンバス・ファンド（積極型）の平成23年2月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。